

第6章 生産局

第1節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応

農業生産現場における原発事故対応として、第一に24年度4月1日より施行された、新しい食品中の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、牛乳50Bq/kg、飲料水（茶含む）10Bq/kg）以下の農畜産物のみが流通するよう、①地方自治体での的確な放射性物質検査の実施、②生産現場における農畜産物中の放射性物質の低減対策の徹底を推進した。

具体的には、厚生労働省と連携して、各品目の検査の考え方を示すなど、地方自治体への助言・協力を進めたほか、①農産物については、除染や、カリ肥料の散布等品目の特性に応じた放射性物質の吸収抑制対策を徹底するとともに、米については、作付制限区域を設定、②畜産物については、安全な飼料の給与等家畜の適切な飼養管理の徹底等の取組を推進した。

さらに、避難区域等において農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、自治体の要望を踏まえ、除染後農地の保安全管理や作付実証等、営農再開を目的として行う一連の取組を支援するための基金を福島県に設置した。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の家畜について、原子力災害対策本部長の指示に基づき、所有者の同意を得て行われる安楽死処分を支援した。

（予算額

東日本大震災農業生産対策交付金	10,427百万円の内数
福島県営農再開支援事業	23,185百万円)

1 農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組

(1) 米

24年産米については、「24年産稲の作付に関する方針」に基づき、①23年産米で500Bq/kg超過が検出さ

れた地域等は作付制限、②23年産米で100～500Bq/kgが検出された地域では、作付制限または事前に出荷を制限し、作付前の吸収抑制対策及び地域の米の全量管理・全袋検査の実施を条件に作付、③その他の地域については、収穫後の抽出検査による安全確認を行った。なお、福島県では、事前出荷制限が指示された区域以外の地域も含め、県下全域で全袋検査が行われた。

また、23年産米の検査結果等の解析により、カリ肥料の施用が玄米に含まれる放射性セシウム濃度を低減する効果があることが明らかとなったことから、24年産米の生産にあたっては土壌中のカリウム濃度に応じたカリ肥料の施用を推進・支援した。こうした取組の結果、24年産米の放射性セシウム検査結果では、17都県で検査された1,037万点（福島県の全袋検査を含む）のうち基準値の100Bq/kg超過が84点、0.0008%と、23年産米の2.2%に比べて大幅に低下した。

また、25年産米でのより効果的な吸収抑制対策の実施に向けて、福島県等と連携して放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について調査・取りまとめを行った。

(2) 米以外の農産物

野菜については、24年度の検査結果は、18,570点のうち100Bq/kg超過は5点、0.03%であり、23年度末までの3%に比べて大幅に低下した。また、24年度に基準値を超過した野菜において、汚染された被覆資材の使用が原因と考えられるものがあったことから、被覆資材が汚染されないよう適切に保管すると共に、汚染された被覆資材の使用を避けるよう周知した。

果実については、23年の冬に粗皮削りや高圧洗浄により樹体表面に付着した放射性セシウムの低減に取組んだこと等により、24年度の検査結果は、4,478点のうち100Bq/kg超過が13点、0.3%であり、23年度末までの7.7%に比べて大幅に低下した。一方、干し柿の一種であるあんぽ柿については、加工による放射性セシウムの濃縮により、福島県の主要産地で2年連続で加工自粛となったことを受け、25年産の出荷再開に向け、地方自治体、生産者団体等と共にあんぽ柿復興協議会を開催した。

茶については、深刈り等の剪定、整枝により樹体や葉に付着した放射性セシウムの低減に取組んだこと等により、24年度の検査結果は867点のうち基準値超過は13点、1.5%であり、前年度末までの8.6%に比べて低下した。なお、茶については、平成23年度末までは荒茶・製茶の状態で測定することとなっていたが、24年4月より、飲用に供する状態で測定することとなった。

大豆・そばについては、24年産の100Bq/kg超過の割合はそれぞれ1.1%、0.5%であり、23年産に比べて100Bq/kg超過の割合は低下したものの、他の農産物に比べ、より広い地域で超過がみられた。このため、25年産での効果的な吸収抑制対策の実施に向けて、地方公共団体及び関係独立行政法人と連携して、放射性セシウム濃度の高くなる要因とその対策について、調査・分析を行い中間取りまとめとして公表した。

(3) 畜 産 物

畜産物については、基準値を超える放射性物質が含まれることがないように設定した暫定許容値以下の飼料のみが与えられるよう、家畜の適切な飼養管理につい

て指導するとともに、代替飼料の確保に対する支援等を行った。

また、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を上回る牧草が生産されることが予想される草地について、反転耕、耕起等による除染を推進した。

こうした取組により、24年度の検査結果は、牛肉については、153,238点のうち100Bq/kg超過は6点、0.004%と23年度末までの1.3%より大きく低下した。なお、牛肉については、24年9月30日まで、経過措置として、暫定規制値（500Bq/kg）が適用されており、100Bq/kgを超過した6点のうち4点は、経過措置期間に検出された。当該4点を含め、100Bq/kgを超過した牛肉は、市場には流通しなかった。

豚肉については、863点のうち100Bq/kg超過は1点、0.1%と、23年度の1.3%から低下しており、鶏肉及び卵については、24年度に732点の検査を行ったが、事故後から100Bq/kg超過は検出されていない。原乳については、24年度は2,421点の調査を行ったが、基準値を超える値は、23年4月から引き続き検出されていない。

(表) 24年度までの農畜産物の放射性セシウム検査結果 (17都県)^{注1} (上段：24年度、下段：23年度末まで)

品 目	検査点数	基準値 超過点数	超過割合 ^{注2}	24年度の基準値超過品目
米 ^{注3}	1,037万 (26,464)	84 (592)	0.0008% (2.2%)	米
麦	1,818 (557)	0 (27)	0% (4.8%)	—
豆類	5,962 ^{注4} (689)	63 ^{注4} (16)	1.1% (2.3%)	大豆、小豆
野菜類	18,570 (12,671)	5 (385)	0.03% (3.0%)	ホウレンソウ ^{注5} 、アシタバ、レンコン、クワイ、コマツナ ^{注5}
果実類	4,478 (2,732)	13 (210)	0.3% (7.7%)	ウメ、ブルーベリー、クリ、ユズ、ミカン
茶	867 (2,233)	13 (192)	1.5% (8.6%)	茶
その他地域特産物	3,094 (498)	14 (16)	0.5% (3.2%)	そば
原乳	2,421 (1,919)	0 (8)	0% (0.4%)	—
肉・卵（野生鳥獣肉を除く）	154,866 (79,834)	4 (1,027)	0.003% (1.3%)	牛肉、豚肉、馬肉
農畜産物合計	1,057万 (127,597)	196 (2,473)	0.002% (1.9%)	

注1：厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき作成。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。

注2：基準値を超過した割合。超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。

基準値（24年4月～）：100Bq/kg（茶については浸出液で10Bq/kg、原乳については50Bq/kg、経過措置として、米と牛肉については24年9月30日、大豆については24年12月31日まで500Bq/kg（暫定規制値））。

なお、23年度までの茶は、荒茶や製茶の状態ですべて500Bq/kg超のデータを集計（飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50）。

注3：23年産米は、福島県で行った緊急調査の点数23,247点を含む。24年産米は、福島県及び宮城県の一部地域で行った全袋検査の点数1,037万点を含む。また、25年度に検査された24年産米を含む（26年2月末時点）。

注4：25年度に検査された24年産の大豆については、24年度の結果に含めている（26年2月末時点）。

注5：ホウレンソウ、コマツナの超過は各々1点のみで、汚染した被覆資材の使用による交差汚染の可能性。

2 その他の取組等

(1) 被災地の家畜の捕獲・移動

警戒区域の家畜については、同区域の見直しに伴い、平成24年4月5日に原子力災害対策本部長から、所有者の同意を得た上で家畜に苦痛を与えない方法によって処分することを基本としつつ、所有者が継続使用を望む場合、出荷や繁殖の制限、個体識別の実施等の徹底を要請した上で家畜の引き渡しを行う旨が指示された。これを受け、引き続き本省や（独）家畜改良センター等の職員を警戒区域等へ派遣し、家畜の捕獲等を支援するとともに、継続飼養する場合の条件の周知徹底等にかかる取組を行った。

(2) 正確な情報発信

原発事故の影響下での農作物の作付、吸収抑制対策、収穫時の検査等、営農上留意すべき事項について、Q&Aや通知を作成し、ホームページへの掲載や、関係県・団体等を通じて現場への周知に努めた。

また、都道府県が行う食品中の放射性物質の調査結果について、厚生労働省の集計したデータを基に、各品目や地域ごとに分かりやすく整理し、ホームページに掲載した。

(3) 農業系廃棄物の処理の推進

放射性セシウムに汚染された稲わら、牧草、牛ふん堆肥等の農業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000Bq/kg超は指定廃棄物として国（環境省）が、8,000Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理することとされている。焼却処理等がなされるまで時間を要する状況にあることから、営農上支障が生じることがないように、また、風評被害の原因となることがないように、隔離や一時保管等を推進した。

第2節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。

また、産地の農業収益力の向上に向け、国が直接採択・支援する事業を大括り化し、効率的な運用を可能とした「産地活性化総合対策事業」を引き続き推進した。

1 強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

我が国農業は国民への食料の安定供給や地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等といった多面的かつ重大な役割を果たしている。

一方、近年の消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業や流通業界のニーズに対し、国産農畜産物の生産・供給体制が対応しきれなくなったことによる輸入農産物の急速な代替の進行、それによる産地の農業収益の減少等の問題が生じている。

我が国農業の体質強化を図るためには、多様化する消費者・実需者のニーズに適応した国産農畜産物の安定供給体制を確立し、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、産地としての持続性を確保するといった産地の競争力強化に向けた取組が非常に重要となっている。

このため、国産農畜産物の競争力の強化や環境と調和のとれた持続的な農業生産への転換に必要な体制整備を支援している。

(2) 取組の内容

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、作付面積及び収量の増加、労働時間及びコストの削減、農畜産業の環境保全といった目標を実現するために必要となる取組を産地が自ら選択し、総合的に実施することができる。

なお、24年度においては、土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築といった取組メニューを措置し、産地の競争力強化に寄与する農畜産業共同利用施設の整備等を総合的に支援した。

(3) 予算額

平成24年度予算額 236億円の内数

2 産地活性化総合対策事業

(1) 事業の趣旨

近年の農産物価格の低迷、肥料等資材価格の高騰等により産地の農業収益力が低下しており、地域経済全体の低迷や食料供給力の減退を招くことが懸念されている。

このため、幅広い品目の産地収益力の向上に向けた取組を支援するとともに、粗飼料の広域流通体制の整備等を支援することにより、産地の収益力の向上及び食料自給率の向上等を通じた産地の活性化を図る。

(2) 事業の内容

産地活性化総合対策事業においては、①産地の収益力向上への取組として、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラムに基づき、生産技術力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化の取組を支援し、②食料自給率向上に向けた生産拡大の取組として、麦、大豆等については産地が生産拡大に必要な体制づくり等を、粗飼料については広域流通体制の整備や放牧の拡大等による飼料生産拠点の形成等を支援し、③高齢農業者等の安全意識向上に資する取組やトラクターの事故防止に向けた取組を支援し、④産地活性化、地域作物支援、飼料生産拠点育成、施設園芸における省エネルギー設備導入、畜産新規就農の促進等に必要の農業機械等をリース方式での導入のメニューを措置し総合的に支援した。

(3) 予算額

平成24年度予算額 53億円

第3節 農産物の生産対策等

1 米生産対策

(1) 生産動向

平成24年産水稻の作付面積は、前年産に比べ5千ha(0.3%)増加し、157万9千haであった。

同年産水稻の作柄は、全もみ数がおおむね前年並に確保され、登熟もおおむね順調に推移したことから、全国の10a当たりの収量は540kgとなり、収穫量は前年産に比べ12万2千t(1.5%)増加し、851万9千tとなった。なお、全国の作況は102であった。

(2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めること及び消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立が重要である。

このような課題に対応するため、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用施設の整備による効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着、老朽化・遊休化した施設の有効利

用のための再編整備等を推進した(強い農業づくり交付金等)。

また、新規需要米の生産拡大を図るため、多収性品種の導入や直播栽培の普及、専用機械の導入等を行った。

2 麦生産対策

(1) 生産動向

平成24年産麦の作付面積は、4麦計27万ha、前年産に比べ2千ha減少した。

収穫量について、北海道においては、登熟期以降の天候に恵まれたこと、都府県においては、一部地域において播種遅れや冬期の低温の影響を受け生育が遅れたものの、概ね登熟期以降の天候に恵まれたことから、前年産に比べ10a当たり収量が増加したため、4麦計で103万t、前年産に比べて11万2千t増加した。このうち、小麦は85万8千tで前年産に比べて11万2千t増加した。

(2) 生産対策

麦は、北海道においては大規模畑作営農における輪作作物、都府県の水田作地帯における転作作物または二毛作物として、我が国の土地利用型農業における重要な作物となっている。しかしながら、湿害等による収量・品質の不安定さや労働力不足といった課題により、近年の麦の作付面積は伸び悩んでおり、特に湿害を受けやすい等の生産条件が悪い地域における減少が見られる。

このような課題に対応すべく、平成24年度補正予算において大豆・麦等生産体制緊急整備事業を措置し、麦の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、新品種や新技術の導入、生産性向上に資する機械の導入、土壌改良等の取組に対して支援を行うとともに、乾燥調製施設等の整備を通じ、麦の生産振興を図った。

3 大豆生産対策

(1) 生産動向

24年産大豆の作付面積は、他作物への転換等により、前年産に比べ5,600ha(4%)減少し、13万1,100haとなった。

また、収穫量については、天候に恵まれ生育がおおむね良好であったことから、前年産に比べて1万300t(5%)増加し、22万9,100tとなった。

(2) 生産対策

国産大豆は、有効活用されていない水田や畑地を活用し食料自給率を向上していく上で重要な作物である

が、他作物への転換等により作付面積が減少傾向となっている。また、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、販売価格が乱高下することから、量・質ともに実需者の求める大豆を安定的に生産・供給することが課題となっている。

このため、平成24年度予算において、大豆・麦等生産体制緊急整備事業による、大豆・麦の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域が行う生産体制整備の支援や、強い農業づくり交付金により大豆の増産に対応するための乾燥調製施設等の整備への支援を通じ、大豆の生産振興を図った。

4 野菜対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 野菜の生産動向

平成24年産野菜について、作付面積では、キャベツ(400ha増)やたまねぎ(300ha増)、こまつな、ブロッコリー(ともに200ha増)など増加した品目は一部にあるものの、だいこん(500ha減)やにんじん、アスパラガス、いちご、メロン(ともに300ha減)、さといも、さやいんげん(ともに200ha減)などで減少したことから、前年に比べ2千ha減少し、407千haとなった。

生産量では、降雪量が多く残雪によりは種ができなかったこと等によりだいこん等一部の品目で減少したものの、はくさい、キャベツ、レタス産地において、天候に恵まれたことから、野菜全体では前年に比べ173千t増加し、11,299千tとなった。

表 1 平成24年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品 目	作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	(前年産増減)		
				作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t
根 菜 類						
だいこん	344	1,469	1,168	△5	△24	△12
かぶ	48	136	111	△1	△3	△2
にんじん	189	613	544	△3	△4	△3
ごぼう	88	168	143	0	6	6
れんこん	40	63	52	0	5	4
さといも	134	173	109	△2	2	2
たまねぎ	75	166	135	0	0	0
葉 菜 類						
はくさい	180	921	723	△1	24	15
かぶ	64	101	86	2	△1	△2
キャベツ	341	1,443	1,265	4	68	56
ちんげん菜	25	48	42	0	0	0
ほうれんそう	217	264	218	△1	0	1
ふき	7	13	11	0	△1	△1
みょうろ	11	16	15	0	0	0
ゆづき	21	32	26	△1	△2	△1
みずな	25	42	37	0	△1	0
セリ	6	33	31	0	1	0
アスパラガス	60	29	25	△3	0	0
カリフラワー	13	22	18	0	0	0
ブロッコリー	136	138	123	2	8	8
レタ	209	566	529	1	24	20
ねづき	230	481	383	△1	△4	△1
にら	23	63	57	1	△1	△1
たまねぎ	249	1,098	969	3	28	27
にんにく	23	20	13	1	△1	0
果 菜 類						

きゅうり	116	587	495	△1	2	2
かぼち	178	227	178	△1	18	15
なす	99	327	247	△1	5	4
トマト	120	722	645	0	19	19
ピーマン	34	145	125	0	3	3
スイートコーン	250	255	205	0	15	12
さやいんげん	62	42	27	△2	△1	△1
さやえんどう	40	26	17	△1	△1	△1
そらまめ	22	17	12	0	△2	△1
えだまめ	127	70	50	△1	4	3
香辛野菜						
しょうが	19	55	43	△1	1	1
果実野菜						
いちご	57	163	149	△3	△14	△13
メロン	79	176	160	△3	△4	△3
すいか	113	370	316	△1	7	7

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

平成24年の輸出金額は、前年比100.4%の9,027百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出金額は台湾及び米国向けのながいも、香港向けのいちご、メロン及びかんしょが増加したことにより、前年比120%の2,389百万円と増加した。一方、野菜加工品の輸出金額は、前年比95%の6,638百万円と減少した。

平成24年の輸入量は、前年比105%の238万tと増加した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、たまねぎの輸入は減少したもののにんじんやブロッコリー等の輸入量が増加したことにより、前年比103%の93万tとなった。また、野菜加工品の輸入量は、トマト加工品等の輸入量が増加し、前年比106%の146万tと増加した。

(2) 生産・流通対策

輸入品の使用割合が増加している加工・業務用野菜について、国産野菜の仕向け量の増加を図るため、国産野菜の安定供給体制の構築を推進した。

また、流通コストの低減を図るため、広域的な集荷による効率的・合理的な流通システムの構築を支援した。

さらに、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産・供給体制の確立を推進した。

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

加工・業務用国産野菜の仕向け量増加を図るため、生産者・中間事業者・食品製造業者等が一体となった供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組、生産現場での品種・栽培技術等についての実証試験や契約取引を推進する産地指導者育成のための研修会の実施等を支援した。また、実需者ニーズに対応した冷凍等の一次加工施設や集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業

農業所得向上新分野支援地区推進事業（国産原材料サプライチェーン構築事業）

全国推進事業（ニュービジネス育成・強化支援事業）

5,288百万円の内数）

イ 国産野菜の流通コスト低減に向けた取組

国産野菜の流通コスト低減に向けて、生産者と流通業者が一体となった広域流通体制構築のための取組を支援した。

（予算額

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業

農業所得向上新分野支援地区推進事業（青果物広域流通システム構築事業）

5,288百万円の内数）

ウ 野菜産地の競争力強化に向けた取組

（ア）生産・流通コストを一層削減した野菜生産・供給を推進するため、施設における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウスや流通の合理化に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

（予算額

強い農業づくり交付金

23,593百万円の内数）

（イ）野菜産地の収益力を向上させるため、産地内外の農業関係者が集結した協議会により策定した産地収益力向上プログラムに基づき、生産技術力の強化を図る取組及びそれに必要な施設整備等を支援した。

（予算額

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数）

（ウ）急激な円高による輸入急増や輸出減少、異常気象による収量、品質の低下等を招いている産地の体質強化に必要な共同利用施設等の整備を支援した。

（予算額

産地再生関連施設緊急整備事業

9,500百万円の内数）

（エ）燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー設備のリース導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援した。

（予算額

燃油価格高騰緊急対策

42,530百万円の内数）

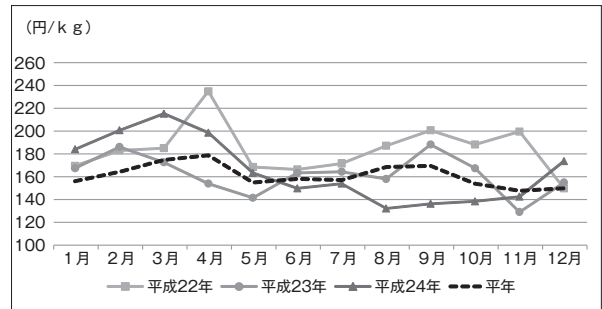
（3）価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。

平成24年の野菜価格は、前年12月以降の低温・少雨により1月から5月にかけて高値となったものの、5月以降は好天に恵まれ豊作基調にあったため、6月から11月にかけて価格が低迷した。

表2 指定野菜（14品目）の卸売価格の動向（東京都中央卸売市場）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成22年	173	186	188	236	172	170	175	190	203	191	202	154
平成23年	171	189	176	158	146	167	168	162	191	171	134	159
平成24年	187	203	217	201	167	154	158	137	141	143	147	177
平年	160	168	178	182	159	162	161	172	173	158	152	154

資料：東京都中央市場青果卸売会社協会調べ
注：平年とは、過去5ヵ年（平成19～23年）の月別価格の平均値である。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定し、これらを踏まえ生産出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。

8月下旬以降、好天による豊作により、価格が低迷していたキャベツ、はくさいについて、価格の回復を図るため、9月7日から20日まで、市場出荷予定の一部を出荷停止する緊急需給調整事業を実施した。

ウ 野菜価格安定制度

（ア）指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、一定の面積規模等を満たす野菜指定産地から出荷される指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、

独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

(イ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下、「野菜価格安定法人」という。）が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

また、本事業の対象となる特定野菜の品目にみょうがを追加した。

(ウ) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(所要額

野菜価格安定対策事業 15,949百万円)

5 果 樹 対 策

(1) 生産・輸出入動向

ア 果樹の生産動向

平成24年産の果樹栽培面積は前年に比べ3,200ha減少し、240千haとなった。主な品目については、みかん（800ha減）、りんご（400ha減）、かき（400ha減）をはじめ、全般的に減少した。

また、平成24年産の果実生産量は、前年産とほぼ同じ303万t（前年比100%）となった。

表3 平成24年産主な果実の栽培面積、収穫省及び出荷量

品目	栽培面積			前年産増減		
	百ha	千t	千t	百ha	千t	千t
みかん	472	846	757	△ 8	△ 82	△ 72
その他かんきつ類	277	-	-	△ 3	-	-
りんご	397	794	708	△ 4	139	126
日本なし	138	275	253	△ 4	△ 11	△ 11
西洋なし	17	24	21	0	△ 3	△ 2
かき	226	254	210	△ 4	46	40
びわ	16	3	3	0	△ 2	△ 1
もも	107	135	124	△ 1	△ 5	△ 4
すもも	32	22	19	0	△ 1	△ 1
うと	48	18	16	0	△ 2	△ 2
うめ	174	90	78	△ 3	△ 17	△ 15
ぶどう	186	198	182	△ 2	25	24
くわい	217	21	15	△ 4	2	1
パイナップル	5	6	6	0	0	0
キウイフルーツ	23	30	26	△ 1	4	4

資料：栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、収穫量及び出荷量は「果樹生産出荷統計」
注：パイナップルの収穫量及び出荷量は沖縄県のみ

イ 果実の輸出入動向

平成24年の輸出金額は、前年比75%の7,882百万円と大幅に減少した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、台湾、香港及び中国向けのりんごや香港向けのなしが減少したことにより、前年比68%の5,508百万円となった。また、果実加工品も前年比97%の2,374百万円と減少した。

平成24年の輸入量は、前年比103%の267万tとなった。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナが前年比102%の108万6千t、オレンジが前年比113%の13万tと増加した一方、グレープフルーツが前年比95%の15万1千tと減少したため、全体では前年比105%の186万3千tとなった。

また、果実加工品の輸入量は、オレンジ果汁が前年比93%の9万2千t、りんご果汁が前年比105%の8万8千t、ぶどう果汁が前年比105%の5万1千t等となり、全体では前年とほぼ同じ80万3千t（前年比100%）となった。

(2) 果樹産地の強化

果樹産地の構造改革を進めるため、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の産地自らによる策定を推進した。また、平成19年度より始まった果樹経営支援対策事業により、果樹産地構造改革計画に基づき、担い手や産地が行う前向きな取組（優良品目・品種への転換、園地整備、大苗育苗ほの設置等）を支援したほか、平成23年度から果樹未収益期間支援事業を実施し、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対し、肥料・農薬代等の育成経費への支援を行った。

また、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金や産地活性化総合対策事業により、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備等を支援した。

(予算額 果樹・茶支援対策事業

6,723百万円の内数

強い農業づくり交付金
23,593百万円の内数
産地活性化総合対策事業
5,288百万円の内数
産地再生関連施設緊急整備事業
9,500百万円の内数
燃油価格高騰緊急対策
42,530百万円の内数

(3) 需給安定対策

果実の需給安定を図るため、次の事業を実施した。

ア 果実計画生産推進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整による需給安定対策を実施した。

平成24年産は、うんしゅうみかんはうら年を勘案し、りんごは平年並みの水準と見込み、適正生産出荷見通し（適正生産量：うんしゅうみかん91万t、りんご79万t）を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた取組が推進された。

（予算額 果樹・茶支援対策事業
6,723百万円の内数）

イ 緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかんの価格については、24年産では出荷量が10月上旬までで前年の3割を上回り、流通在庫が増加して3年ぶりの低い価格水準となった。

このため、うんしゅうみかんを対象として10月20日から10月31日まで緊急需給調整特別対策事業を実施し、緊急的に生食用果実を加工原料用に仕向けるのに要する経費を支援した。

（予算額 果樹・茶支援対策事業
6,723百万円の内数）

(4) 加工・流通対策

食の簡便化等により、加工・業務用需要は高まっているが、加工・業務用果実は主に輸入品が占めている。一方で、消費者の安全性へのニーズの高まり等から国産果実の需要が高まっており、これに対応する安定的な供給体制の構築を推進した。

ア 加工・業務用需要への対応

加工・業務用国産果実の仕向け量増加を図るため、生産者・中間事業者・食品製造業者等が一体となった供給連鎖（サプライチェーン）構築の取組に対して支援した。

（予算額
産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上

支援事業
農業所得向上新分野支援地区事業（国産原材料
サプライチェーン構築事業）
5,288百万円の内数

(5) 消費拡大対策

食育の取組と連携を図りつつ、果物200グラムを摂取することによる健康・栄養面での重要性の普及・啓発を推進するため、①学生や市民を対象とした朝食や果物摂取の重要性等を内容とした講座の開催、②食への関心が薄く果物摂取量が少ない成人男性を対象とした料理教室の開催等の取組を実施した。

（予算額
食育実践活動推進事業
76百万円の内数）

6 花きの産業振興対策

(1) 生産動向

平成23年産の花きの生産の動向は表4のとおりである。

表4 平成23年産の花きの生産の動向

品 目	作付面積 ha	出荷数量	生産額 億円
切り花類	15,780 (97)	4,164,000(千本) (96)	2,014 (93)
鉢もの類	1,833 (99)	253,900(千鉢) (97)	955 (103)
花壇用 苗もの類	1,559 (99)	708,600(千鉢) (98)	323 (101)
花木類	5,201 (94)	99,705(千本) (91)	262 (94)
球根類	478 (95)	134,000(千球) (90)	27 (93)
芝類	5,246 (93)	4,005(ha) (96)	61 (91)
地被植物類	90 (74)	120,064(千鉢・千本) (69)	29 (73)
合 計	30,187 (96)	- (-)	3,671 (96)

注：()の数字は前年比、単位は%

(2) 産業振興対策

平成22年4月に見直しを行った「花き産業振興方針」に即して次の諸対策を実施した。

ア 花きの生産・流通に関する施策
花き産地の生産・流通コストの低減、ブランド花

きの生産供給体制の構築等の取組を推進するため、低コスト耐候性ハウスの整備等の取組を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金

23,593百万円の内数)

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数)

イ 花きのある生活の実現に向けた取組の推進

無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの効用等の知識の普及を図るとともに、子どもが花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちや「花育」の推進に必要なマニュアルの作成や研修会の開催等の取組に対する支援を行った。

(予算額

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数)

ウ 国産花きの強みを活かせる生産・出荷体制の構築

消費者の関心が高い「日持ちの良さ」を取り入れた販売方法の実証を踏まえ、日持ち保証販売を拡大するため、日持ち試験室で活用する試験の統一マニュアルを作成するとともに、品質の高さ等の商品情報を消費者に的確に提供できるようなネットワーク構築整備等を実施した。

(予算額

産地活性化総合対策事業

5,288百万円の内数)

エ 花き産業振興総合調査

花き関係の基礎データの整備のための調査・分析を行った。

(予算額

花き産業振興総合調査

4百万円)

7 甘味資源作物の生産対策

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われているものの、作付面積の減少が続いており、平成24年産の作付面積は、5万9,300ha(前年比98.0%)であった。また、10a当たり収量は、融雪の遅れによる定植作業の遅延等があったものの、昨年産を上回る6.3t(同108.2%)となり、生産量は375万8,000t(同105.9%)となったが、糖分は、夏から秋にかけての著しい高温及び褐斑病の多発等により、史上最低の水準となった。

さとうきびについては、平成24年産の収穫面積は2

万3,000ha(前年比101.8%)となった。10a当たり収量は、前年に被害を受けたさとうきびからの株出栽培の不調等前年の不作の影響、メイチュウの発生、8月下旬からの度重なる台風襲来等により、鹿児島県、沖縄県両県平均で4.8t(前年比109.0%)(鹿児島県：4.32t(同97.1%)、沖縄県：5.20t(同118.2%))、生産量は、111万t(前年比111.0%)となり、大不作であった昨年産を上回るものの、平年を大幅に下回る(平年比79.3%)水準となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のでん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っているが、近年、高温多湿な気象条件が続いていることに加え、農家の高齢化や規模拡大により、労働時間の長いてん菜が敬遠されており、作付面積は減少傾向で推移している。

このため、平成24年度については、水田活用の所得補償交付金(平成25年度は水田活用の直接支払交付金)の産地資金を活用し、湿害対策、育苗・移植における省力化、省力的作業機械等の活用、高度施肥管理、直播栽培の導入について支援を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、さとうきび産地に立地した甘し糖製造事業とも相まって地域経済上重要な役割を担っているが、近年度重なる台風の襲来や病害虫の発生等により不作傾向となっていることから、効率的かつ持続的な生産体制を確立することに加え、さとうきびを生産する全ての島における適切な防除が必要となっている。

このため、平成24年度については、さとうきび安定生産確立対策事業農畜産業機械等リース支援事業(地域作物支援型)において、機械化一貫体系確立のためのハーバスター等の導入、産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業(地域作物支援地区のうちさとうきび全島適正防除推進事業)において、不作の原因となった病害虫の防除の取組への支援を行った。

8 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生等特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の

動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成24年産かんしょの作付面積は、3万8,800ha（前年比99.7%）となった。また、10a当たり収量は、2,260kg（同99.1%）と前年産並みであったものの、主産地の鹿児島県において、植付後の低温やその後の日照不足等の影響により、生産量は87万5,900t（同98.9%）となった。

平成24年産ばれいしょの作付面積は、主産地の北海道において、300ha増加し、8万1,200ha（前年比100.2%）となった。また、北海道において、6月～7月にかけての比較的天候に恵まれたことにより、10a当たり収量は、3,080kg（同104.4%）と前年産を130kg上回り、生産量は250万t（同104.7%）で、平年収量比は101%となった。

なお、地域別生産量は、北海道193万8,000t（同105.2%）、都府県56万1,800t（同103.2%）となった。

イ 雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。平成24年産の雑豆の作付面積は、小豆3万700ha（前年並）、いんげん9,650ha（同5%減）であった。

生産量については、小豆は、主産地である北海道等において、天候に恵まれ生育がおおむね良好だったため、10a当たり収量が前年を上回ったことから、6万8,200t（同14%増）、一方、いんげんは、主産地である北海道において、天候に恵まれ生育がおおむね良好だったことに加え、前年産は、長雨や台風の影響により色流れ粒等が多く発生し作柄が悪かったため、1万8,000t（同82%増）となった。

平成24年産の落花生の作付面積は7,180ha（同3%減）であった。

生産量については、8月以降の高温・小雨の影響により生育が抑制されたため、1万7,300t（同15%減）となった。

ウ 茶

平成24年の茶栽培面積は、前年に比べ300ha減の4万5,900ha（前年比99.4%）となった。

また、輸出は2,408t（同99.5%）で、うち緑茶が2,351t（同98.4%）であった。一方、お茶の輸入は3万7,735t（同90.0%）で、うち緑茶が5,473t（同

101.5%）、紅茶が1万6,638t（同84.0%）、その他の茶（部分的発酵茶）が1万5,624t（同93.1%）であった。

エ その他の特産農産物

平成24年のその他の特産農産物の生産量は、そばが4万4,600t（前年比139.4%）、いぐさが主産県（熊本県、福岡県）で1万600t（同110.0%）、こんにゃくいもが主産県（群馬県、栃木県）で6万3,710t（同110.2%）、ホップが主産県（岩手県ほか）で345t（同100.9%）であった。

(2) 特産農産物振興対策

いも類、雑豆、落花生等特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある製品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できるように、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、生産・流通・加工体制の整備を推進した。また、ばれいしょについては、省力化・高品質化生産体系の確立、かんしょについては、機械化一貫体系の確立を推進した。

イ そば、いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物の安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、低コスト化、付加価値の向上及びブランド産地の確立、新技術及び新品種の導入等を推進し、地域特産物産地の育成を図った。

ウ 葉たばこ

葉たばこの廃作農地が適切に農業利用されるよう、葉たばこから他作物への円滑な転換を推進した。

9 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。ま

た、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕農家の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成24年度の取繭量は202t（前年比91.8%）であり、蚕期別にみると春繭は79t（同83.2%）、初秋繭は50t（同102.0%）、晩秋繭は73t（同96.1%）であった。

イ 生糸需給

平成24生糸年度（平成24年6月～25年5月）の生糸供給量は、期初在庫数量2,348俵（前年比78.3%）に、国内生産量436俵（同66.7%）、輸入数量1万5俵（同116.3%）を加え、1万2,789俵（同104.4%）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量9,916俵（同100.1%）であったため、期末在庫数量は2,873俵（同122.4%）となった。

(2) 蚕糸・絹業提携支援緊急対策

蚕糸対策については、従来、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」（昭和26年法律第310号。以下「生糸輸入調整法」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入時に徴収する輸入糸調整金及び国費を財源として、養蚕農家の繭代を補填することにより国産生糸の競争力を確保し、蚕糸業の経営安定を図ってきた。

しかしながら、国内の和装需要の減退、安価な生糸や二次製品の輸入の増大等による生糸価格の低迷等が続き、農家数、生産量等の減少に歯止めがかからず、このままでは産業として消滅しかねない危機的状況に陥ったことから、平成18年5月に「今後の蚕糸業の在り方に関する検討会」を設置し、平成19年3月に新しい蚕糸業振興対策の展開方向についての報告の取りまとめを行った。

この報告に沿い、平成20年4月11日付けをもって生糸輸入調整法を廃止するとともに、繭代補填による蚕糸対策を転換し、今後は、繭・生糸の生産から最終製品に至る加工まで一貫して国内で行われた希少性のある「純国産絹製品」を国産ブランドとして確立するとともに、川上（蚕糸業）と川下（織物業、流通業等）が提携グループを構築し、①消費者にとって魅力のある純国産絹製品づくりを行い、②その製品を消費者に適正な価格で購入してもらい、③その収益をグループ内で川上・川下業者が適正に配分する仕組みを確立することにより、蚕糸・絹業双方の持続的発展を図ることとした。

このため、平成19年度補正予算により35億円を措置

し、公募により決定した（財）大日本蚕糸会に蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金を造成するとともに、これを取り崩し、平成19年度（平成20年2月）から、「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業」を開始したところである。

この事業では、①各事業者が提携グループ作りの準備をし、平成23年度末までに提携システムに移行すること、②移行して3年間（25年度末まで）は、各グループが行う純国産絹製品の試作品の作成、販売促進、繭・生糸の生産から最終製品の販売までの品質向上やブランド化のための取組等に必要な助成金を交付すること、③養蚕農家が提携グループに移行するまでの間、経過措置として従来と同様、繭代を補填することとしており、平成25年度の事業終了時には全ての養蚕農家が提携システムに参画し、持続的な蚕糸業を確立することとしている。

(3) 繭・生糸の国境措置

繭については、平成7年4月のWTO協定実施に伴い、事前確認制から関税割当制度に移行している。

一方、生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みになったが、同時に、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者輸入割当制度を設け、農林水産大臣の認定を受けた実需者は、独立行政法人農畜産業振興機構が生糸輸入調整法に基づき徴収する輸入糸調整金を支払って輸入することができる制度を、平成19年度まで実施してきた。

平成20年度に生糸輸入調整法が廃止されたことに伴い、引き続き、生糸の実需者の安定的な輸入が可能となるよう、平成20年度から、関税割当制度の対象に生糸を追加し、繭及び生糸を合わせて関税割当枠を設定することとなった。

平成24年度の関税割当枠は811t（繭、生糸を合わせた数量で生糸換算である。）に設定した。

なお、税率については、繭の二次税率は平成7年から平成12年の6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円/kgに対し平成24年度は2,523円/kgが適用された。また、生糸の二次税率については、平成7年から平成12年の6年間で15%引き下げられ、基準額8,209円/kgに対し平成24年度は6,978円が適用された。

10 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3砂糖年度（平成

3年10月～平成4年9月)までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4砂糖年度以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いており、平成17砂糖年度以降は220万tを下回って推移し、平成23砂糖年度は204万tとなった。

国内産糖については、てん菜糖は、平成23年産のてん菜の作付面積が6万400haとなり、小麦、そば等への転換等により、前年産に比べて2,200ha減少(△3.40%)したものの、褐斑病及び黒根病の被害が多発した前年産に比べて被害が少なかったことから、産糖量は56万5,000t(前年比121.2%)となった。なお、供給量は、平成23砂糖年度には56万4,000t(前年度比115.1%)となった。甘しゅ糖は、さとうきびの収穫面積が2万2,600haとなり、前年産に比べて600ha減少(△2.6%)し、前年に被害を受けたさとうきびからの株出栽培の不調等前年の不作の影響、メイチュウの発生、8月下旬からの度重なる台風襲来等により、さとうきびの生産量は平年を大幅に下回る100万t(対前年△31.9%)、産糖量は10万9,000t(前年比66.5%)。鹿児島5万1,400t、沖縄5万7,900tとなった。なお、供給量は、平成23砂糖年度には10万4,000t(前年度比66.7%)。鹿児島4万9,100t、沖縄5万5,300tとなった。

イ 糖価の動向

国際糖価は、平成16砂糖年度までは国際需給が緩和基調にあることを反映して、7～10セント/ポンド(ニューヨーク相場(粗糖、現物)の年度平均額)と低水準で推移してきたが、平成17砂糖年度には、バイオエタノール需要の高まりの影響により上昇し、15.83セント/ポンドとなった(前年度10.46セント)。その後、主要な生産国が増産に踏み切ったことから低下し、平成18砂糖年度は11.67セント/ポンドとなった。平成19砂糖年度以降は、米国の低所得者向け高金利住宅ローン(サブプライムローン)問題を背景にした世界的な株安で、投機資金が砂糖等の商品市場に流入していることや世界第2位の砂糖生産国であるインドの減産等の影響により上昇し、平成22砂糖年度は33.0セント/ポンドとなった。

平成23砂糖年度は、インドの増産やブラジルの天候回復等により低下傾向に転じ、25.3セント/ポンドとなった。

一方、国内卸売価格(年度平均額)は、近年の国際糖価を反映し、平成23砂糖年度末には183円/kgとなった。

(2) 砂糖の価格調整

ア 砂糖調整基準価格等

平成24砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格等については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

砂糖調整基準価格 t当たり15万3,200円
(平成24年9月28日農林水産省告示第2216号)

指定糖調整率 37.00%
(平成24年9月28日農林水産省告示第2216号)

異性化糖調整基準価格 t当たり17万1,633円
(平成24年9月28日農林水産省告示第2216号)

異性化糖調整率 15.06%
(平成24年9月28日農林水産省告示第2216号)

イ 甘味資源作物交付金単価

価格調整法第20条第2項の規定に基づき、平成25年産てん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜

t当たり6,030円

※糖度が17.1度のものについて適用

(平成25年1月21日農林水産省告示第212号)

(イ) さとうきび

t当たり16,320円

※糖度が13.1度以上14.3度以下のものについて適用

(平成25年1月21日農林水産省告示第212号)

ウ 国内産糖交付金単価

価格調整法第22条第2項の規定に基づき、平成24砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜糖

t当たり1万7,523円

(平成24年9月28日農林水産省告示第2215号)

(イ) 甘しゅ糖

a 鹿児島県

種子島において製造されるもの

t当たり5万1,107円

奄美大島において製造されるもの

t当たり8万2,552円

喜界島において製造されるもの

t当たり5万1,738円

徳之島において製造されるもの

t当たり4万5,962円

沖永良部島において製造されるもの

t当たり5万9,825円

与論島において製造されるもの
t当たり 8万5,226円

b 沖縄県

沖縄本島において製造されるもの
(沖縄本島内において販売されるものを除く。)
t当たり 5万3,763円

伊是名島において製造されるもの
t当たり 11万1円

久米島において製造されるもの
t当たり 7万3,452円

南大東島において製造されるもの
t当たり 9万1,809円

北大東島において製造されるもの
t当たり 12万9,976円

宮古島において製造されるもの
t当たり 5万243円

伊良部島において製造されるもの
t当たり 6万8,790円

石垣島において製造されるもの
t当たり 6万2,931円

沖縄本島内において製造されるもののうち
沖縄本島内において販売されるもの
t当たり 4万4,713円

(平成24年9月28日農林水産省告示第2215号)

(3) でん粉の需要及び価格の動向

ア でん粉の需給

平成24でん粉年度(平成24年10月～25年9月)におけるでん粉の需要量は、262万3,000t(前年比97.8%)となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉ではかんしょでん粉3万8,000t(同84.4%)、ばれいしょでん粉18万9,000t(同108.6%)となり、コーンスターチ225万8,000t(同97.9%)、輸入でん粉14万2,000t(同97.9%)、小麦でん粉1万8,000t(同94.7%)を加えたでん粉の総供給量は、264万6,000t(同98.4%)となった。

イ とうもろこしの価格の動向

シカゴ商品取引所公表のとうもろこし相場(先物、期近)における平成24でん粉年度平均のとうもろこし相場は、ブッシェル当たり656.41セントとなった(前年度665.13セント)。

また、同期のとうもろこしのCIF価格は、t当たり3万5,090円であった(前年度2万7,960円)。

ウ 糖化製品の生産及び価格の動向

(ア) 異性化糖

平成24でん粉年度における異性化糖の生産量は

82万7,000t(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は144.9円/kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

(イ) ぶどう糖

平成24でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は8万8,000t(うち、規格ぶどう糖5万8,000t)であり、価格は179.9円/kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

(4) でん粉の価格調整

ア でん粉調整基準価格等

平成24でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価格等については、価格調整法第26条及び第31条の規定に基づき、次のとおり定められた。

でん粉調整基準価格 t当たり14万5,780円
(平成24年9月28日農林水産省告示第2216号)

指定でん粉等調整率 5.382%
(平成24年9月28日農林水産省告示第2216号)

イ でん粉原料用いも交付金単価

価格調整法第34条第2項の規定に基づき、平成25年1月1日から12月31日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するでん粉原料用いも交付金の単価は、次のとおり定められた。

でん粉原料用ばれいしょ t当たり1万1,050円

(平成25年1月21日農林水産省告示第212号)

でん粉原料用かんしょ

アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ

t当たり2万6,000円

その他の品種

t当たり2万3,410円

(平成25年1月21日農林水産省告示第212号)

ウ 国内産いもでん粉交付金単価

価格調整法第36条第2項の規定に基づき、平成24でん粉年度に適用される国内産いもでん粉交付金の単価は、次のとおり定められた。

ばれいしょでん粉

t当たり1万6,419円

かんしょでん粉

t当たり2万4,329円

(平成24年9月28日農林水産省告示第2215号)

11 鳥獣による農作物被害対策

平成24年度における鳥獣による農作物被害面積は、

9万7千ha、被害金額は230億円であった。このうち獣類による被害面積は8万2千ha、被害金額は188億円と被害金額の約8割を占めた。作物別の被害金額では、果樹が約54億円、野菜が約53億円、水稲が約45億円であった。獣種別の被害では、シカ（被害金額約82億円）、イノシシ（同約62億円）及びサル（同約15億円）の3獣による被害が全体の被害金額の約7割を占めている。

このため、「鳥獣被害防止特措法」（平成19年法律第134号）に基づく、市町村における被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、平成24年4月末では、1,195市町村において被害防止計画が作成され、418市町村において鳥獣被害対策実施隊が設置された。また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等により、計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、防護柵の設置、緩衝帯の設置、捕獲鳥獣の地域資源としての利活用等の総合的な取組を支援した。これに加え、補正予算により、被害防止対策の更なる強化のため、緊急捕獲活動や侵入防止柵の機能向上の取組を支援する「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」を措置した。

また、各地域の鳥獣被害対策の取組を支援するため、鳥獣被害対策の専門家をアドバイザーとして登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する取組を推進するとともに、優良活動表彰により鳥獣被害を防止する先進的な取組を広く周知した。併せて、平成25年3月には、イノシシの生息状況調査に基づく被害対策手法の検証や新たな捕獲体制によって集落ぐるみで捕獲活動等に取り組んでいる地域を対象に、被害防止対策手法の活動内容と成果をとりまとめた「イノシシ被害対策の進め方捕獲を中心とした先進的な取り組み」を作成し、各都道府県等に配布した。

第4節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）等の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを所掌事務とする食糧部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

（開催状況）

平成24年7月31日 ・米穀の需給及び価格の安定に

関する基本指針の策定について

11月14日 ・政府備蓄米の買入手法の見直しについて
 ・24年産米をめぐる状況について（報告）

11月28日 ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

平成25年3月28日 ・麦の需給に関する見通しの策定について

・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

（所属委員）

（委員）

青 山 浩 子
 おく 村 一 則
 ◎中 嶋 康 博
 森 久美子

農業ジャーナリスト
 農事組合法人サカタニ農産代表理事
 東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻教授
 作家
 北海道農業・農村振興審議会委員

（臨時委員）

大 枝 宏 之

（株）日清製粉グループ本社取締役社長

尾 畑 留美子
 木 村 良

日清製粉（株）取締役社長
 尾畑酒造（株）専務取締役
 木徳神糧（株）取締役会長
 全国米穀販売事業共済協同組合理事長

相 良 律 子

栃木県農村女性会議会長
 栃木県女性農業士

た ぬま ち あき
 田 沼 千 秋

（株）グリーンハウス代表取締役社長
 （社）日本フードサービス協会元会長

なが い すすむ
 永 井 進

（株）永井農場代表取締役

ひろ 瀬 ひろし
 廣 瀬 博

全国稲作経営者会議前青年部会長
 東日本高速道路（株）代表取締役社長
 （一社）日本経済団体連合会前農政問題委員会共同委員長

ふ じ しげ お
 富 士 重 夫

全国農業協同組合中央会専務理事
 （一社）日本経済団体連合会常務理事

むく た ざと し
 椋 田 哲 史

食生活ジャーナリスト

むら まつ まき こ
 村 松 真貴子

フードアクションニッポン応援団

◎部会長

（平成25年3月28日現在）

2 米の需給に関する動向

(1) 国内需給（平成24/25年の需給見通し）

平成24年産米については、全国の作況が「やや良」の102となり、水稻収穫量は852万tとなった。

このうち主食用等に821万tが仕向けられるものと見込まれた。

これを踏まえ、平成24/25年（平成24年7月～平成25年6月）の需給については、平成24年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において次のとおり見通した。

○平成24/25年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成24年6月末民間在庫量	A	180
平成24年産主食用米等生産量	B	821
平成24/25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24/25年主食用米等供給量計 D=A+B+C		1,005
平成24/25年主食用米等需要量	E	799
平成25年6月末民間在庫量 F=D-E		206

注：平成24/25年備蓄米代替供給量は、①東日本大震災により、倉庫に保管されていた平成22年産米が被災し、これを平成23年産米で埋め合わせる形で供給（2万トン程度）が行われたこと、②特別隔離対策（100Bq/kgを超える平成23年産米の特別隔離対策）の対象となる米が市場隔離（2万トン程度）されたことにより、供給量が減少したことから、この代替供給を政府備蓄米から行った数量である。

(2) 備蓄の運営

備蓄については、米穀の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備えるため、6月末時点での在庫量100万t程度を適正水準としている。

なお、備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行した。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

- ① 適正備蓄水準は100万t程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公平性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備

蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

(3) 国産米の流通

平成23年産については、水稻収穫量840万tのうち、市場流通量（農家消費等を除く。）が601万tとなっている。

この中で、生産者から農協等（農協・全集連系業者）へのうち米の出荷数量（373t）のうち、全国出荷団体（全農・経済連、全集連）への販売委託数量については、265万tと22年産（291万t）と比べ26万t減少している。

また、農協等（農協・全集連系業者）の直販数量は107万tとなっており、22年産（99万t）に比べ8万t増加している。

なお、生産者の直販数量については、22年産と比べ26万t増加している。

○米の流通の状況（16～23年産米）（推計）

（単位：万トン）

年産	生産量	流通												
		出荷・販売	農家消費等	その他	加工用米等	もち米	減耗							
16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	592	69.8%	173	20.4%	73	8.6%	24	2.8%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	601	71.5%	170	20.2%	69	8.2%	26	3.1%	27	3.2%	17	2.0%

【出荷・販売段階】

年産	出荷・販売	農協				全集連系業者				生産者直接販売等						
		販売委託	直販	販売委託	直販	販売委託	直販									
16	636	44.7%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	592	69.8%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	202	23.8%
23	601	71.5%	351	41.8%	259	30.8%	92	11.0%	22	2.6%	6	0.7%	15	1.8%	228	27.1%

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注：1）平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産の推計に用いた「生産者の米穀在庫等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稲を作物（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作物面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産では推計手法を変更している。

2）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。

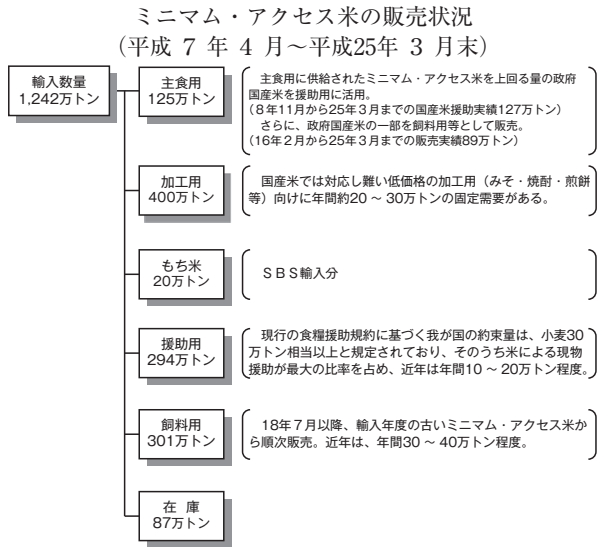
3）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(4) 外国産米

ミニマム・アクセス米については、国家貿易の下、基本的に政府が買入れ、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途の原料用）を中心に販売し、販売残のうち毎年

一定程度の数量を食糧援助用や飼料用に活用している。

ミニマム・アクセス米の在庫は導入後徐々に増加し、平成18年10月末には189万tに達したが、同年から飼料用への販売を開始したため、平成25年3月末で87万tとなっている。



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 輸入数量は、平成25年3月末時点での政府買入実績である。
 2) このほか食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した11万トンがある。
 3) 在庫87万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

3 平成24年産米をめぐる状況

(1) 平成24年産米の需給調整の取り組み状況

米の需給調整については、強制感を伴う進め方から転換し、戸別所得補償制度のメリット措置により、農家の主体的な経営判断による需給調整への参加を誘導している。この結果、平成24年米の需給調整については、飼料用米・稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)等の新規需要米が増加し、主食用水稲作付面積152.4万haのうち、過剰作付面積は約2.4万ha(23年産は2.2万ha)となり、前年産米と概ね同程度であった。

全国の需給調整の取組状況の推移(平成16年産～24年産)

年産	生産数量目標	実生産量	①を面積換算したものの	実作付面積	作況指数		
	①万トン	②万トン				②-①万トン	③万ha
16	857	860	2	163.3	165.8	2.5	98

17	851	893	42	161.5	165.2	3.7	101
18	833	840	7	157.5	164.3	6.8	96
19	828	854	26	156.6	163.7	7.1	99
20	815	865	50	154.2	159.6	5.4	102
21	815	831	16	154.3	159.2	4.9	98
22	813	824	11	153.9	158	4.1	98
23	795	814	19	150.4	152.6	2.2	101
24	793	821	28	150.0	152.4	2.4	102

- 注1：②の実生産量は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米等の出荷実績数量を控除した数値。
 2：④の実作付面積は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米等の作付面積を控除した数値。
 3：ラウンドの関係で内訳が一致しない場合がある。

平成23、24年産の新規需要米の用途別作付面積

用途区分	平成23年産	平成24年産
	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
米 粉 用 米	7,324	6,437
飼 料 用 米	33,955	34,525
稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)	23,086	25,672
バイオエタノール用米	415	450
輸 出 用 米	287	454
そ の 他 (わら専用稲、青刈り用稲等)	501	553
合 計	65,569	68,091

(2) 米粉・飼料用米法

米穀の新用途(米粉用・飼料用等)への利用促進を目的とする米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)が平成21年7月1日に施行された。本法律に基づき創設した、米穀の生産者とその加工品の製造事業者が連携した取組に関する計画に係る制度により、1件の生産製造連携事業計画を認定した。

I 趣旨

米穀の新用途(米粉用・飼料用等)への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造事業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成するための計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支置措置を講ずる。

II 法の内容

(1) 基本方針の策定

農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める。

(2) 事業計画の作成

① 生産製造連携事業計画

新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)

と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

② 新品種育成計画

稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

(3) 支援措置

① (2)の①の計画の認定を受けた場合には、農業改良資金助成法の特例（償還期間の延長等）や食品流通構造改善促進法の特例（食品流通構造改善促進機構による債務保証の範囲の拡大等）等の措置を講じる。

② (2)の②の計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料・登録料の減免）の措置を講じる。

4 平成25年産米の生産数量目標の決定

(1) 平成25年産米の生産数量目標

平成8/9年（8年7月から9年6月までの1年間）から直近の平成23/24年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出された全国の平成25/26年の需要見通しが791万tとなることを踏まえ、全国の平成25年産米の生産数量目標は791万tと設定した。

(2) 平成25年産米の都道府県別の生産数量目標

都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標を基に各都道府県ごとの過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、平成25年産米についてもこの方式により設定した。

また、各都道府県ごとの需要実績の算出に当たっては、米の需給調整への取組等に対する配慮として、作付面積が生産数量目標を下回った実績や都道府県間調整による生産数量目標の減少のほか、過去政府に売り渡され備蓄米となっている数量について、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行った。

平成25年産米の都道府県別の生産数量目標

(単位：トン、ha)

都道府県	生産数量目標	面積換算値
北海道	572,940	107,090
青森	259,220	44,540
岩手	286,350	53,720
宮城	380,770	71,840
秋田	446,430	77,910
山形	374,200	63,000
福島	355,860	66,270
茨城	348,890	66,840
栃木	321,550	59,550
群馬	80,300	16,260
埼玉	156,600	31,960
千葉	255,700	47,970
東京	810	200
神奈川	14,630	2,970
新潟	545,670	101,240
富山	196,260	36,550
石川	129,400	24,930
福井	133,360	25,790
山梨	28,500	5,210
長野	204,400	32,810
岐阜	119,160	24,420
静岡	85,980	16,500
愛知	140,130	27,640
三重	148,740	29,750

都道府県	生産数量目標	面積換算値
滋賀	170,380	32,890
京都	78,770	15,410
大阪	26,980	5,450
兵庫	187,940	37,290
奈良	43,040	8,390
和歌山	36,120	7,300
鳥取	70,700	13,750
島根	96,090	18,880
岡山	166,040	31,570
広島	134,400	25,700
山口	116,350	23,090
徳島	59,810	12,620
香川	73,490	14,730
愛媛	76,180	15,300
高知	51,750	11,250
福岡	191,240	38,320
佐賀	141,540	26,860
長崎	65,240	13,650
熊本	197,710	38,390
大分	122,650	24,380
宮崎	99,130	19,950
鹿児島	115,520	23,920
沖縄	3,040	980
全国計	791万トン	150万ha

5 米穀の出荷又は販売の事業の届出

食糧法は、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急

時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出を義務付けている。

表5 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数
(平成25年3月末日現在)

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	2,784	滋 賀	894
青 森	651	京 都	1,936
岩 手	1,249	大 阪	6,345
宮 城	1,488	兵 庫	4,117
秋 田	931	奈 良	1,113
山 形	1,087	和歌山	947
福 島	1,863	鳥 取	183
茨 城	1,610	鳥 根	524
栃 木	1,135	岡 山	863
群 馬	1,165	広 島	1,818
埼 玉	2,795	山 口	751
千 葉	2,889	徳 島	710
東 京	6,370	香 川	637
神奈川	3,310	愛 媛	767
新 潟	2,503	高 知	457
富 山	575	福 岡	2,049
石 川	919	佐 賀	306
福 井	669	長 崎	1,192
山 梨	832	熊 本	1,048
長 野	1,386	大 分	701
岐 阜	920	宮 崎	560
静 岡	1,825	鹿児島	846
愛 知	2,564	沖 縄	406
三 重	842	計	71,532

注) 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

6 米の消費拡大

平成24年度における米の消費拡大については、食品産業等と連携し、我が国で100%自給可能な米を中心とした日本型食生活の実践を推進し、新たなビジネスの展開、創出を通じた消費拡大を図るため、次の事業を実施した。

- ① 朝食欠食（20～30代で約3割）の改善や、米を中心とした日本型食生活の普及を推進するため、朝食の重要性や米を中心とした食生活の良さを伝えるリーフレットの作成・配布をはじめ各種広報媒体を活用した情報提供（めざましごはんキャンペーン）の実施。
- ② 健康面から米を中心とした食生活の良さを分かりやすく発信するため、医師・栄養士等を講師に招きシンポジウムを開催。

7 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法に基づき、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校を対象に実施されており、パン又は米飯とミルク及びおかずを供する「完全給食」と、ミルク及びおかず等を供する「補食給食」、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成22年5月現在における学校給食の実施状況は、表6のとおりである。

表6 学校給食実施状況

区分	学校数 校	児童・生徒数 千人
完全給食	30,762	9,563
補食給食	291	38
ミルク給食	998	330
計	32,051	9,931
未実施	1,985	862
総計	34,036	10,793

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の普及・定着を図っていくことは、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活を継承してだけでなく、米の消費拡大を図る上で重要な役割を果たしていることから、米飯学校給食の回数増加に向けた取組を行った。

平成24年度においては、未来を担う子どもたちに、伝統的食文化である米を中心とした日本型食生活や、その味覚を継承してもらうため、全国8地域において、米飯給食や地産地消給食を拡大する上で隘路となっている調理時間・コスト等の課題解決に向けた検討会を開催するとともに、学校給食用等に備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進した。

なお、米飯学校給食の実施状況は、平成24年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の100%（昭和51年5月36.2%）
- ② 対象児童・生徒数の比率は、100%（昭和51年5月30.3%）
- ③ 週平均実施回数3.3回（昭和51年5月0.6回）
- ④ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の94.6%（昭和51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

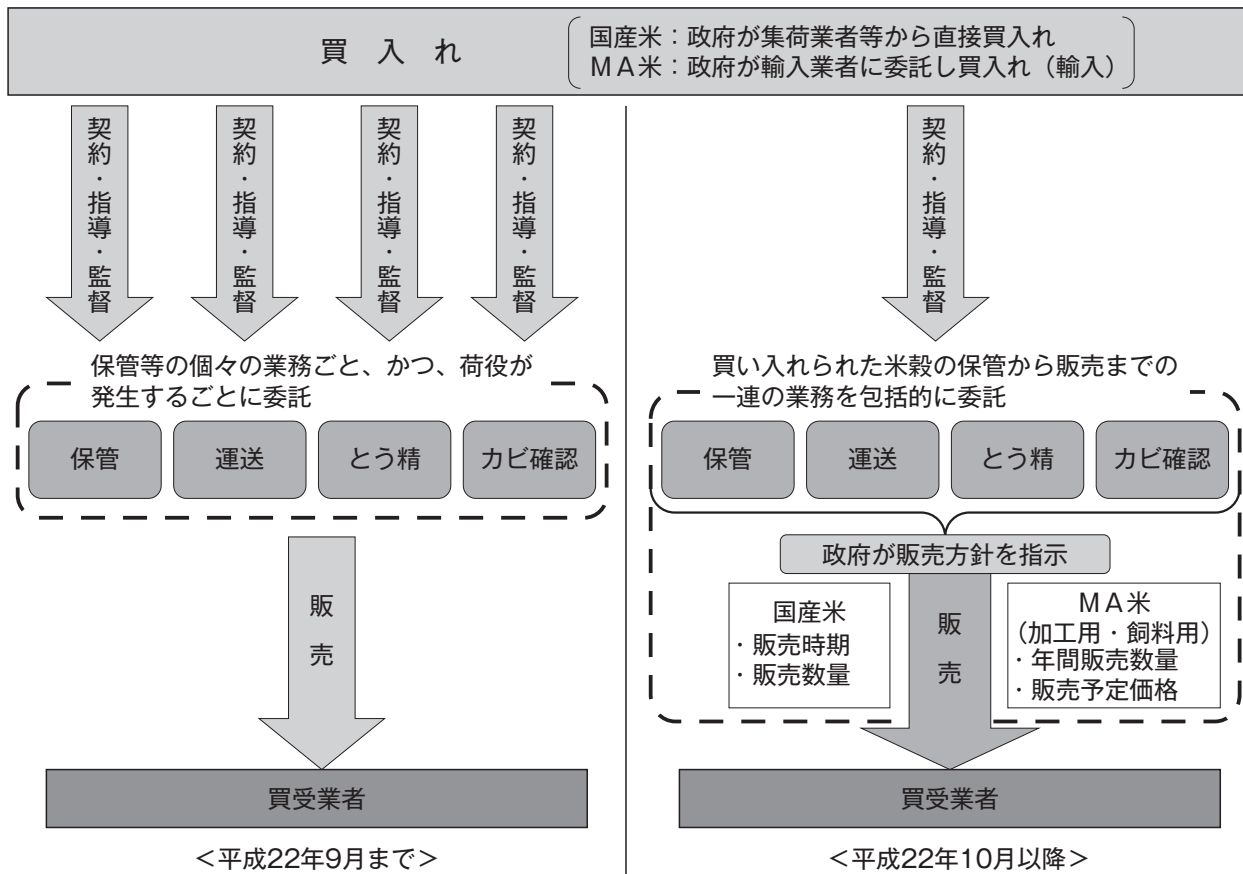
8 政府所有米穀の販売等業務の概要

平成22年10月から、政府所有米穀の販売・保管・運送業務について、米穀の販売等の経験がある複数の民間事業体を競争により選定し、従来個別に民間委託し

ていた販売・保管・運送等の一連の業務を包括的に委託する方式に移行した。これに伴い、全国の政府倉庫も廃止した。

国は、販売等に関する基本的な方針（用途、販売数量等）を定めるとともに、品質管理等の実施状況について指導・監督を行っている（参考7）。

参考7 政府所有米穀の売買・管理業務



第5節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 輸入小麦の政府売渡価格

(1) 輸入小麦の政府売渡価格の算定方法

輸入小麦の政府売渡価格は、過去の一定期間における買付価格の平均値に、年間固定の港湾諸経費及びマークアップ（国家貿易等の麦の制度運営及び国内産麦の生産振興に必要な経費）を上乗せした価格で売り渡す相場連動制となっている。その価格改定ルールは、

- ア 年3回の価格改定（当面は年2回）、
- イ 平均買付価格の算定期間は改定月の2か月前から

遡って6か月間
となっている。

(2) 平成24年10月期、25年4月期の政府売渡価格
24年10月期の政府売渡価格は、価格改定ルールに基づき、直近6か月間（平成24年3月～平成24年8月）の平均買付価格をもとに算定し、主要5銘柄平均で+3%の引上げとなった。

また、25年4月期の政府売渡価格は、直近6か月間（平成24年9月～平成25年2月）の平均買付価格をもとに算定し、主要5銘柄平均で9.7%の引上げとなった（参考1）。

参考 1 輸入小麦の政府売渡価格

(単位：円／トン (税込み))

	22年 10月～	23年 4月～	23年 10月～	24年 4月～	24年 10月～	25年 4月～
5銘柄加重平均価格 (対前期比改定率)	47,860 (+1%)	56,710 (+18%)	57,720 (+2%)	48,780 (▲15%)	50,130 (+3%)	54,990 (+9.7%)

(3) 小麦粉価格への影響

24年10月からの政府売渡価格改定を受けて、大手製粉各社は同年12月以降の出荷分について据置き～+117円の小麦粉価格の値上げを実施した。また、25年4月からの政府売渡価格の改定を受けて、製粉各社は6月以降の出荷分について+145円～+215円の小麦粉価格の値上げを実施した。

(4) 麦関係収支の動向

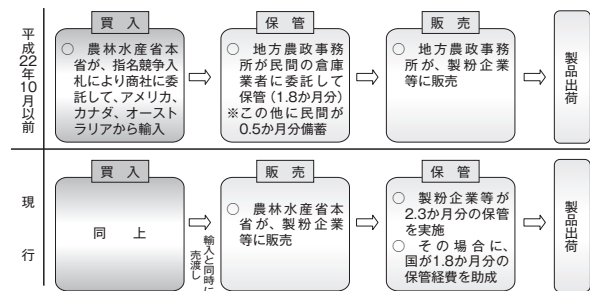
23年度、輸入麦の売買により886億円の売買差益が徴収され、このうち、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第130条の規定に基づき、予算で定めた775億円について国内産麦の生産振興費の財源として農業経営安定勘定に繰り入れた。一方、23年産の国内産麦の生産数量は不作だった前年産と比較して増加し、生産振興費の支出は851億円（推計値）となった。

2 即時販売方式及び食糧麦備蓄対策事業の導入

(1) 即時販売方式

平成22年10月から輸入麦の売渡しについて、国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）を導入した（参考2）。

参考 2 即時販売方式のスキーム



(2) 食糧麦備蓄対策事業

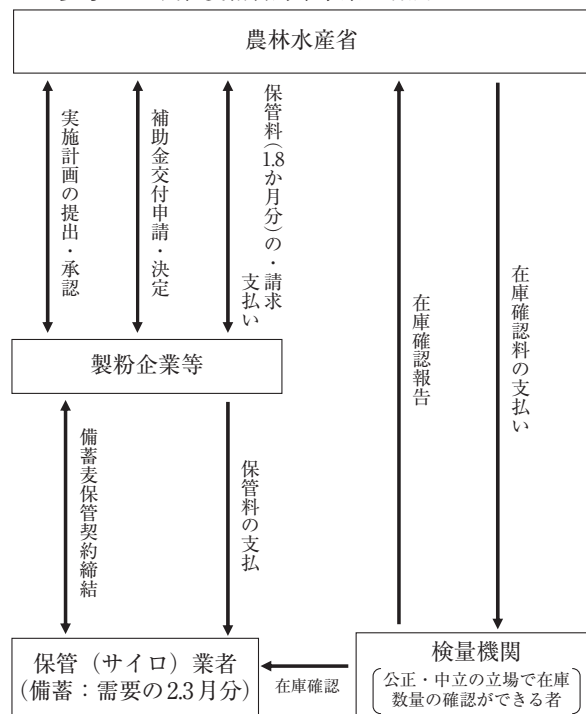
ア 即時販売方式の導入により、平成22年9月まで国が保有していた1.8か月分の食糧用小麦の備蓄については、平成22年10月から民間備蓄に移行し、製粉企業等が保有していた備蓄（0.5か月分）と一体化

した。

イ 国は、製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合に、1.8か月分の保管経費を助成する（参考3）。

ウ 不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。

参考 3 食糧麦備蓄対策事業の助成のスキーム



3 麦類の需給

(1) 麦の需給見通し（需給計画）

麦の需給見通し（食糧用麦の需給計画）は、食糧法に基づき、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することを基本として策定することとしている。

また、平成25年度の麦の需給見通しは、以下のとおり策定し、25年3月に食料・農業・農村政策審議会食糧部会の審議を踏まえ、決定、公表したところである。

ア 総需要量

25年度の総需要量は、過去3か年（平成22年度から平成24年度まで）の平均需要量である、小麦571万t、大・はだか麦32万tと見込んだ。

イ 国内産麦流通量

25年度の国内産麦流通量は、平成25年産麦の作付予定面積に10a当たりの平均収量を乗じ、さらに食糧用供給割合を乗じて得た平成25年産麦の供給量に、年度内供給比率を乗じ、さらに平成24年産麦の在庫量を加え、小麦78万t、大・はだか麦10万tと見込んだ。

ウ 外国産麦の需要量

25年産の外国産麦の需要量は、総需要量から国内産麦流通量（小麦にあっては、国内産麦流通量及び米粉用国内産米流通量）を差し引き、小麦489万t、大・はだか麦22万tと見込んだ。

エ 備蓄目標数量

現在、不測の事態に備え、国全体で外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分の備蓄を行っている。

25年度の備蓄目標は、94万tとした。

なお、民間が2.3か月を備蓄する場合、そのうち1.8か月分については、国が保管料を助成することとしている。

オ 外国産麦輸入量

25年度の外国産食糧用小麦の輸入量は、外国産食糧用小麦の需要量に備蓄数量の増加分を加えた491万tと見込んだ。また、大・はだか麦については、外国産食糧用大・はだか麦の需要量と同量の22万tと見込んだ。

(2) 外国産麦類需給実績

24年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 輸入量

外国産麦の輸入量は、小麦522万9千t、大・はだか麦24万4千tとなり、当初計画に比べ、小麦は45万0千t増加し、大・はだか麦は2万0千t増加した。

イ 需要量

(ア) 外国産小麦の需要量は、主食用（製粉用）は514万5千t、固有用途用（しょう油用等）は8万4千tとなり、当初計画に比べ、主食用は43万9千t増加、固有用途用は1万1千t増加し、合計で522万9千tとなった。

(イ) 外国産大・はだか麦の需要量は、主食用（精麦用）は17万6千t、固有用途用（麦茶用、ビール用）は6万8千tとなり、当初計画に比べ、主食用は2万3千t増加、固有用途用は3千t減少し、

合計で24万4千tとなった。

ウ 期末在庫量

政府の外国産小麦の期末在庫量は、輸入した小麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄（即時販売方式）を行っているため、0千tであった。

4 国内産麦の民間流通

(1) 平成24年産麦

平成24年産麦の民間流通数量は、小麦80万6千t、小粒大麦3万9千t、大粒大麦4万3千t、はだか麦1万tとなっている。

(2) 平成25年産麦

ア 基本事項の決定等

平成25年産麦の民間流通の仕組みについては、平成24年7月25日に「第30回民間流通連絡協議会」が開催され、協議・決定された。

平成25年産の入札価格の値幅制限については、小麦、大麦及びはだか麦で±10%となり、前年産と同様となった。

また、平成25年産麦の播種前契約の基準となる販売予定数量、購入希望数量は、平成24年9月20日に開催された「第31回民間流通連絡協議会」において提示された。（表8）

表8 平成25年産麦の販売予定数量及び購入希望数量

（単位：千t）

麦 種	販売予定数量	購入希望数量
小 麦	909	869
小粒大麦	44	50
大粒大麦	59	70
はだか麦	14	18
計	1,026	1,007

イ 平成25年産麦の入札の実施

平成25年産麦の入札は、（社）全国米麦改良協会を実施主体として、平成24年10月3日に第1回、10月16日に第2回、11月6日に再入札が実施された。

平成25年産小麦の落札加重平均価格については、入札の基準となる価格に輸入麦の政府売渡価格の改定による変動率（88.4%）を乗じたことを加味し、前年産に比べ84.6%となった。その他の麦種については、ほぼ前年並の結果となった。（表9-1及び2）

表9-1 平成25年産麦入札結果の概要

○ 指標価格（全銘柄落札加重平均価格）

（単位：円/t（税込み））

麦 種	24年産	25年産	対前年産比 （%）
小 麦	58,340	49,333	84.6
小粒大麦	46,485	46,453	99.9
大粒大麦	40,394	41,582	102.9
はだか麦	51,905	52,294	100.7

○ 麦種別の落札状況

（単位：t）

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	244,880	11,220	8,700	2,830
落札数量	220,590	10,850	7,830	2,830
落 札 率	90.1%	96.7%	90.0%	100.0%

表9-2 平成25年産麦入札の指標価格の動向

（単位：銘柄数）

麦 種	基準価格対比			計
	上回る	同価格	下回る	
小 麦	11	0	18	29
小粒大麦	5	1	4	10
大粒大麦	5	0	2	7
はだか麦	1	0	2	3

5 外国産麦類の販売実績

(1) 外国産小麦（製粉用）の販売実績

製粉用の販売量は、514万5千tと前年度に比べ、37万3千tの減少となった。

種類別の内訳（シェア）は、ソフト系（薄力系）169万2千t（内SBS4千t）（32.9%）、セミハード系（準強力系）98万0千t（19.0%）、ハード系（強力系）247万3千t（内SBS27万2千t）（48.1%）となった。

また、産地国別の内訳（シェア）は、アメリカ産296万9千t（57.7%）（WW81万8千t、SH98万0千t、DNS117万1千t）、カナダ産120万1千t（23.3%）（CW103万0千t、DRM17万0千t、その他1千t（内SBS17万1千t））、オーストラリア産97万1千t（18.9%）（ASW87万0千t、PH10万1千t（内SBS10万1千t））、その他4千t（0.1%）（内SBS4千t）となった。

(2) 外国産小麦（固有用途用）の販売実績

固有用途用の販売量は、しょうゆ用等として8万4千tと前年度に比べ1万4千tの減少となった。

(3) 外国産大・はだか麦の販売実績

精麦用の販売量は、17万6千t（内SBS17万6千t）

と前年度に比べ2万2千tの増加となった。

固有用途用の販売量は、麦茶、ビール用等として6万8千t（内SBS6万8千t）と前年度に比べ4千tの増加となった。

第6節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っている。平成11年4月には、輸入数量制限措置から関税措置へ切り換えた。

なお、ミニマム・アクセス数量は、12年度以降、77万tとされている。

(2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

平成24年における米穀の輸入数量（通関統計ベース（暦年））は63万tであった。国別内訳は、アメリカ28万7千t、タイ20万9千t、オーストラリア5万7千t、その他7万7千tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

2012/13年度の生産量は、中国、バングラデシュ、ベトナム等の東南アジアが天候に恵まれ史上最高の生産量となったことなどから、前年度より3百万t増加（0.6%）し、史上最高の469百万tとなる見込み。

貿易量（輸出量）は、タイ、米国等で増加するものの、インド、ベトナム等で減少することから、世界全体では前年度より1百万t減少（▲2.6%）し、38百万tとなる見込み。

イ 価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易委員

会公表価格のタイ国産うるち精米長粒種（100% 2等相当）のFOB価格（輸出価格）は、2012年4月以降、タイの担保融資制度による買上げで輸出向けの供給量が引き締まり、7月には621ドル/tまで上昇したが、それ以降は輸出需要が落ち着いたことから、8月には580ドル/tまで値を下げた。2013年1月以降、引き続き輸出向け供給量が引き締まり、価格は堅調に推移したものの、2月以降、タイにおける政府在庫の放出や輸出需要の動きが鈍いこと等により、2013年3月の価格は、596ドル/tとなっている。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

平成24年における小麦の輸入量（通関統計ベース）は、640万9千tで、このうち食糧用の輸入量は551万7千t、飼料用は89万2千tであった。国別で見ると、アメリカ347万5千t、カナダ157万8千t、オーストラリア134万9千t、その他7千tとなっている。

イ 大麦

平成24年における大麦の輸入量（通関統計ベース）は、129万7千tで、このうち食糧用は23万4千t、飼料用は106万2千tであった。

国別で見ると、オーストラリア68万7千t、カナダ54万2千t、その他6万7千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

2012/13年産の生産量は、インドで史上最高、米国等で増加するものの、乾燥等による単収の低下からロシア、豪州等で減少することから、史上最高の前年度より減少し、655.2百万トンとなる見込みである。

輸出量は、黒海沿岸諸国の輸出競争力の減少からEU、カナダで増加し、ロシア、アルゼンチン、豪州等で減少し、138.3百万tとなる見込みである。

(イ) 価格動向（すべて1ブッシェルあたり単価）

小麦の国際価格（シカゴ相場）については、2007年以降、期末在庫量の低下やオーストラリアの2年連続の干ばつ、輸出国による輸出規制等の要因により上昇を続け、2008年3月には11ドル台に達した。その後、世界的な小麦の豊作及び景気の悪化などの影響で値下がりし、2009年は4ドル～5ドル台で推移していたが、2010年に、ロシア

やウクライナ等の黒海沿岸地域における記録的な干ばつと、それに伴うロシアの穀物輸出禁止措置等により急騰し、8月には一時8ドル台を記録した。2011年は、とうもろこしの需給が厳しい影響による価格の上昇と、世界経済の減速懸念及びアメリカの期末在庫量の緩和見込みによる価格の下落を繰り返し、7ドル前後で推移した。2012年は、1月以降、世界的に在庫が豊富な中、6ドル台で推移していたが、6月半ば以降、高温乾燥で被害を受けた米国産とうもろこしの急騰に追随したことに加え、旧ソ連諸国の減産見込みもあって高騰し、8ドル台半ばで推移。

イ 大麦

2012/13年度の実産量は、EU、アルゼンチン等で増加するものの、前年度豊作となったロシア、ウクライナ等の旧ソ連諸国等で乾燥等により減産となることから、前年度より減少し、129.3百万tとなる見込みである。

輸出量は、生産量が減少する豪州、ロシア等で減少、EU、アルゼンチン等で増加し、19.0百万tとなる見込みである。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成24年度においては、アフリカを中心とし、KR食糧援助として、15カ国に対し約11.3万tの食糧援助を行った。

第7節 食料安定供給特別会計

1 食料安定供給特別会計の概要

(1) 食料安定供給特別会計の設置

食料安定供給特別会計は、平成19年産から導入した水田・畑作経営所得安定対策（平成23年産からは畑作物に関する農業者戸別所得補償制度）を軸とした食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に係る経理を行うため、平成19年4月に「特別会計に関する法律」

(平成19年法律第23号)に基づき設置された。

また、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく国営土地改良事業等に関する経理を行うために設けられた国営土地改良事業特別会計が平成20年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成10年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した事業のうち、平成19年度末までに工事が完了しなかった事業(未完了借入事業)について、当該事業が完了する年度までの経過措置として国営土地改良事業勘定が設置された。

(2) 特別会計の統合

農業経営基盤強化勘定を廃止し、一般会計へ移管した上で、食料安定供給特別会計と農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合すること等を内容とする「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が平成24年3月に国会に提出されたが、平成24年11月16日の衆議院解散により、廃案となった。

2 平成24年度予算の概要

(1) 各勘定の概要

① 農業経営基盤強化勘定

農業経営基盤強化勘定においては、「農地法」等の規定に基づく農地等利用調整のため政府が行う農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等並びに「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に規定する就農支援資金の貸付けに必要な経費を計上している。

② 農業経営安定勘定

農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

③ 米管理勘定

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。

国内米については買入数量20万t、売却数量14万t、輸入米については買入数量77万t、売却数量91万tを見込み、政府買入及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。

④ 麦管理勘定

麦管理勘定においては、輸入小麦等の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。

輸入小麦等については買入数量500万t、売却数量500万tを見込んでいる。買入価格は最近の価格動向

等を勘案して算定した価格、売渡価格は平成24年4月1日以降に適用される価格等で計上している。輸入飼料については小麦76万t、大麦129万tの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

⑤ 業務勘定

業務勘定においては、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定(米管理勘定及び麦管理勘定)における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

⑥ 調整勘定

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定における所要の経費の財源に充てるための一般会計から受入れ、主要食糧等の買入代金の財源に充てるための食糧証券収入を計上し、歳出として農業経営安定勘定及び食糧管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。

⑦ 国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業のうち未完了借入事業地区における、かんがい排水事業及び総合農地防災事業に係る経理を取り扱い、その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てている。

(2) 各種助成等事業

ア) 農地保有合理化事業等

○農地保有合理化促進対策費補助金

(予算額：970,510千円)

都道府県が農地保有合理化法人の指導に要する経費、農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の当該事業に要する経費及び社団法人全国農地保有合理化協会が、農地保有合理化法人が行う農用地等の買入れ等に要する資金を無利子で貸し付けるため、金融機関から資金を調達した場合の利子の支払に要する経費等を計上している。

○農地保有合理化促進対策費交付金

(予算額：10,000,000千円)

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連担化)するために利用権を設定した農地の面積に応じて交付金を交付する。ただし、特例措置として戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物(畑)、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず交付することとしている。

イ) 就農支援資金制度

○就農支援資金貸付金

(予算額：674,844千円)

都道府県青年農業者等育成センター、農業協同組合等が行う就農支援資金の貸付けの原資に充てるため、都道府県が貸し付ける資金の一部貸付けを行うこととしている。

ウ) 農業経営安定事業

○農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金

(予算額：187,679,723千円)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付することとしている。

○農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金

(予算額：71,891,718千円)

担い手の収入減少による農業経営への影響を緩和することを目的として、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填するため、認定農業者等に対し交付金を交付することとしている。

(3) 損益及び一般会計からの繰入れ

平成24年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、米穀の販売・管理の包括的な民間委託に要する管理経費等の事業コストの縮減を図り、歳出の見直しを行っているが、輸入米の売払収入の減少等により、1,613億円の損失(前年度予算比213億円の増加)が見込まれている(勘定別の損失の内訳は、米管理勘定1,065億円、麦管理勘定547億円、業務勘定1億円)。

この損失については、前年度からの調整資金繰越見込額770億円に当年度の一般会計からの調整資金受入額938億円を加えた1,708億円から充てることとしている。

この結果、24年度末の調整資金残高は、95億円と見込んでいる。

また、第1次補正予算において、重債務貧困国に対する債権の免除による損失を補填するための財源に充てるため、一般会計からの調整資金受入433億円を行っている。

3 平成24年度決算の概要

(1) 農業経営基盤強化事業

農業経営基盤強化勘定においては、農地等利用調整に必要な経費として27億円、農地保有合理化促進に必要な経費として51億円、就農支援資金貸付けに必要な経費として7億円を支出した。

(2) 農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に必要な経費として1,611億円を支出した。

(3) 米 の 管 理

米管理勘定においては、国内米の売買(9玄米万t買入、13玄米万t売却)及び輸入米の売買(65実(73玄米)万t買入、66実(74玄米)万t売却)に伴い発生した損失に、管理に要する所要額(重債務貧困国に対する債権の免除に伴う貸倒見積額を含む)を加え、921億円の損失となった。

(4) 麦 の 管 理

麦管理勘定においては、食糧麦の売買(食糧麦547万t(大・はだか麦24万t、小麦523万t)の買入、547万t(大・はだか麦24万t、小麦523万t)の売却)及び輸入飼料の売買(197万t(大麦106万t、小麦91万t)の買入、197万t(大麦106万t、小麦91万t)の売却)に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、47億円の損失となった。

(5) 決算損益の整理

平成24年度における米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損失額は、976億円(米損失921億円、麦損失47億円、業務損失8億円)となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越額1,230億円と当年度の一般会計からの受入額1,371億円からなる調整資金(計2,601億円)を取り崩し整理した。

調整資金			(単位：億円)
前年度	本年度	本年度	残高
繰越	受入	損失	
1,230	1,371	△976	1,625

(6) 国営土地改良事業

国営土地改良事業勘定においては、土地改良事業に必要な経費として336億円、土地改良事業工事諸費に必要な経費として39億円、受託工事等に必要な経費として36億円支出した。

表10 平成24年度食料安定供給特別会計歳入歳出総括表
(単位：億円)

<歳入>		決算額
項	目	
農地等利用調整収入		14
償還金収入		162
独立行政法人納付金		321
米売払代		3,877

輸入米麦等納付金	5
土地改良事業費負担金等収入	97
借入金	57
受託工事費等受入	35
一般会計より受入	2,216
東日本大震災復興特別会計より受入	25
雑収入	239
食糧証券収入	1,760
前年度剰余金受入	1,903
純計額	10,711
他勘定より受入	8,241
(歳入合計)	18,953

＜歳 出＞	項 目	決算額
農業経営基盤強化事業費		85
農業経営安定事業費		1,611
米麦買入費		3,203
米麦管理費		269
事務取扱費		74
国債整理基金特別会計へ繰入		2,784
土地改良事業費		156
東日本大震災復興土地改良事業費		45
北海道土地改良事業費		102
離島土地改良事業費		33
東日本大震災復興旧・復興離島土地改良事業費		0
土地改良事業工事諸費		39
受託工事費及換地清算金		36
一般会計へ繰入		75
予備費		-
純計額		8,511
他勘定へ繰入		8,241
(歳出合計)		16,753

(注) 単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

第 8 節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

平成12年度まで食糧事務所（農産物検査官）が一元

的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）について、農産物検査の実施主体を民間の登録検査機関による検査へ移行することとなり、平成13年4月から5年間の移行期間を経て、平成18年4月から検査は全て民間の登録検査機関により実施されているところである。

(1) 登録検査機関の登録状況

登録検査機関の登録状況は、平成24年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,537機関、外国産農産物で4機関、成分検査で11機関が登録され、国内産農産物で15,981人の農産物検査員が登録されているところである。

(2) 登録検査機関による検査

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の維持・向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局等において、登録検査機関に対する指導・監督を実施している。

ア 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の登録検査機関に対して、巡回立入調査等を実施している。

イ 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の指導的農産物検査員を対象とした程度統一会を開催し、検査技術の指導、検査格付けの「鑑定眼」の統一を図っている。

2 国内産農産物の検査

産地品種銘柄に係る農産物検査は、出回りが少量の品種についても設定できる仕組みの構築、農産物検査員の負担の軽減等の要望を踏まえ平成21年産より産地品種銘柄を必須銘柄（すべての登録検査機関が検査義務を負う銘柄）と選択銘柄（登録検査機関が検査を行う銘柄を選択する銘柄）に区分する産地品種銘柄の選択制を導入した。

(1) 米 の 検 査

ア 検査の実績

24年産米の平成25年3月末日現在の種類別検査実績は、表13のとおりであり、水稲うるち玄米の地域別の検査実績は表14のとおりである。

水稲うるち玄米の検査数量は494万8千tで、23年産

に比べて24万7千t（23年産同期470万t）増加した。

表11 平成24年産米 種類別検査実績（平成25年3月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)						
		特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外	
玄 米	合 計	4,947,573	0.0	0.3	77.0	19.0	1.9	1.8
	水稲うるち	4,657,491	—	—	78.3	18.3	1.7	1.7
	水稲もち	222,343	—	—	56.5	36.8	3.6	3.1
	醸造用	67,643	1.3	23.0	57.6	9.9	6.2	2.0
	陸稲うるち	—	—	—	—	—	—	—
	陸稲もち	96	—	—	1.9	51.7	32.9	13.5
も み	合 計	50,386	—	—	99.9	—	—	0.1
	普通	6,092	—	—	99.6	—	—	0.4
	種子	44,294	—	—	100.0	—	—	—
精 米 合 計	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表12 平成24年産水稲うるち玄米地域別検査実績（平成25年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1 等	2 等	3 等	規格外
北海道	534,821	90.5	2.9	0.5	6.1
東北	1,495,378	87.2	11.1	0.9	0.8
関東	802,930	86.7	10.0	2.3	0.9
北陸	746,977	72.6	24.6	1.8	1.0
東海	165,613	63.7	33.3	2.2	0.8
近畿	197,834	72.6	22.7	2.5	2.1
中国四国	363,766	56.3	40.0	2.8	0.8
九州	348,433	47.3	46.2	3.5	3.0
沖縄	1,738	42.8	19.4	27.8	10.0
合 計	4,657,491	78.3	18.3	1.7	1.7

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ 品質概況

24年産水稲うるち玄米の1等比率は78.3%（23年産同期80.6%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は心白・腹白と充実不足によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道の1等比率は90.5%（92.7%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足とその他未熟粒によるものである。

(イ) 東北の1等比率は86.7%（90.7%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実不足によるものである。

(ウ) 関東の1等比率は86.7%（87.7%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び心白・腹白によるものである。

(エ) 北陸の1等比率は72.6%（81.0%）となった。

2等以下の主な格付理由は、心白・腹白及び整粒不足によるものである。

(オ) 東海の1等比率は63.7% (57.8%) となった。

2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実不足によるものである。

(カ) 近畿の1等比率は72.6% (62.7%) となった。

2等以下の主な格付理由は、整粒不足及び心白・腹白によるものである。

(キ) 中国四国の1等比率は56.3% (52.7%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実不足及び心白・腹白によるものである。

(ク) 九州の1等比率は47.3% (55.3%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実不足及び心白・腹白によるものである。

(ケ) 沖縄の1等比率は42.8% (4.0%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

ウ 産地品種銘柄の概況

24年産水稲うるち玄米の品種別検査実績は、表15のとおりである。

24年産水稲うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、必須銘柄281銘柄、選択銘柄373銘柄である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、157万9千t (23年産同期148万t) で34%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、ヒノヒカリ、ななつぼし、はえぬき、きら

ら397の順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の76% (23年産同期77%) となった。

表13 平成24年産水稲うるち玄米品種別検査数量 (平成25年3月末日現在)

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,578,775	33.9
2	ひとめぼれ	496,202	10.7
3	あきたこまち	446,930	9.6
4	ヒノヒカリ	224,153	4.8
5	ななつぼし	213,906	4.6
6	はえぬき	171,578	3.7
7	きらら397	137,439	3.0
8	まっしぐら	124,846	2.7
9	こしいぶき	87,494	1.9
10	つがるロマン	74,106	1.6
上位10品種の合計		3,555,426	76.3
水稲うるち玄米総合計		4,657,491	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査実績

24年産麦の検査実績は、表16のとおりである。

検査数量の合計は、108万2千tで、23年産 (104万1千t) と比較すると4万1千t増加した。

表14 平成24年産麦類検査成績 (最終)

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
普通小麦	903,253	88.1	4.3	—	7.6
普通小粒大麦	46,376	71.0	13.6	—	15.4
普通大粒大麦	56,182	75.9	4.0	—	20.2
普通はだか麦	11,798	84.7	11.0	—	4.3
ビール大麦	55,230	9.7	85.0	5.3	—
種子用麦	9,170	100.0 (合格)	—	—	—
合 計	1,082,009				

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は88.1% (23年産69.4%。以下同じ) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は71.0% (58.6%) となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は75.9% (49.1%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は84.7% (19.0%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率 (1等+2等) は94.7% (85.0%) となった。等外上の主な格付け理由は、形質によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令 (平成7年政令第357号) に定められた米麦以外の農産物の24年度検査結果は次のとおりである。

〔品 目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量t〕
大 豆	(北海道ほか2府41県)	205,523
一 般 小 豆	(北海道ほか1府)	36,596
普通いんげん	(北海道)	1,614
普 通 そ ば	(北海道ほか29県)	26,057
かんしょでん粉	(鹿児島県)	27,403

イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は31.8%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は0.2%となった。
- (ウ) 普通いんげんは全量2等となった。
- (エ) 普通そばの1等比率は11.8%となった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

24年度における外国産農産物の検査数量は次のとおりである。

(1) 米 穀

(単位：t、%)

産 地	玄 米	精 米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	1,875	305,049	7,338	314,262	(47.9)
タ イ	-	183,242	4,694	187,936	(28.7)
オーストラリア	23,840	53,439	101	77,380	(11.8)
中 国	4,452	42,125	525	47,102	(7.2)
ベトナム	-	27,771	304	28,076	(4.3)
ミャンマー	-	-	500	500	(0.1)
パキスタン	-	168	-	168	(0.0)
台 湾	-	144	-	144	(0.0)

インド	-	89	-	89	(0.0)
イタリア	-	85	-	85	(0.0)
計	30,167	612,112	13,462	655,742	(100.0)
形態別比率	(4.6)	(93.3)	(2.1)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

(2) 小 麦

(単位：千t、%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	3,071	255	3,326	(54.1)
カナダ	1,204	261	1,466	(23.8)
オーストラリア	978	372	1,350	(22.0)
フランス	4	-	4	(0.1)
ロシア	-	3	3	(0.0)
計	5,257	890	6,148	(100.0)
用途別比率	(85.5)	(14.5)	(100.0)	

(注) ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

(3) 大麦・はだか麦

(単位：千t、%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	181	498	680	(53.6)
カナダ	48	475	523	(41.2)
アメリカ	2	56	57	(4.5)
ロシア	-	9	9	(0.7)
計	231	1,038	1,269	(100.0)
用途別比率	(18.2)	(81.8)	(100.0)	

(注) ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

4 成 分 検 査

成分検査 (任意検査) は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成24年度の成分検査の実施件数は、国内産米穀については3件、国内産小麦については24件、外国産小麦については1,246件となった。

第9節 米麦加工品

1 米加工食品

(1) 米菓（あられ・せんべい）

ア 企業構造

平成21年12月末日現在における米菓製造業の工場数は529工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

24年の米菓の生産数量は22.5万tで前年比1.2%減である。

ウ 輸出入

24年の米菓輸出数量は、3.1千tで前年比7.1%増、金額では、29億円で前年比5.2%増となっており、主要輸出先は台湾、アメリカ、香港である。

一方、輸入数量は12.9千tで前年比0.1%増、金額では、39億円で前年比5.3%増となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

(2) 加工米飯

ア 企業構造

平成21年12月末日現在における加工米飯製造業の工場数は81工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

24年における加工米飯の生産量は28.8万tで、前年比9.0%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万5千t（前年比5.4%減）、無菌包装米飯11万7千t（同6.2%増）、冷凍米飯13万5千t（同14.9%増）、チルド米飯4千t（同19.0%増）、缶詰米飯1千t（同19.8%減）、乾燥米飯6千t（同7.2%増）となっている。

2 麦加工食品（一次加工品）

(1) 小麦粉

ア 企業構造

小麦粉製造業の企業数は、平成24年3月末現在で、95企業（118工場）であり、これらの日産設備能力は、2万9千tとなっている。このうち大企業（4社）が生産シェアの74.9%を占めている。中小企業のうち34%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

イ 生産状況

23年度の小麦粉の生産量は490万tで前年比0.2%減となった。用途別にみると、パン用粉は40.4%、めん用粉は32.6%、菓子用粉は12.4%となっており、これら3用途で生産量全体の85.3%を占めている。

ウ 小麦粉輸出货量

24年の小麦粉輸出货量は19万3千tで前年比0.6%増、金額は59億円で前年比1.4%増となっており、主要輸出先は香港、シンガポール、ベトナムであった。

エ 小麦粉調製品輸入量

24年の小麦粉調製品の輸入量は10万6千tで前年比1.6%減、金額は154億円で前年比3.1%増となっており、主要輸入先は韓国、シンガポール、中国であった。

(2) 精 麦

ア 企業構造

23年度に国内産麦又は外国産麦の買受実績がある精麦業の企業数は、平成24年3月末現在で、42企業（42工場）で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

23年度の精麦の生産量は15万8千tで前年比2.1%減となっている。種類別生産比率は、普通精麦は98.0%（押麦は6.4%、切断圧べんは1.8%、切断無圧べんは2.6%、精白麦は88.7%、その他は0.5%）、ビタミン強化精麦は2.0%となっている。

(3) 麦 茶

ア 企業構造

麦茶製造業の企業数は、平成24年3月現在で、69企業（80工場）であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

23年度の麦茶の生産量は5万4千tで前年比4.5%増となっている。

ウ 輸入状況

24年の麦茶輸入量は3千4百tで前年比7.9%増、金額は8億8千万円で前年比38.5%増となっており、主要輸入先は中国であった。

第10節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

(1) 農業生産資材費低減に向けた取組

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材は、農業の生産性や農産物の品質向上を図る上で不可欠なものであり、生産コストに占める割合も大きいことから、農業者の所得を増大し、食料の安定供給等を持続的に果たしていくためには、農業生産資材費の一層の低減を図ることが重要である。

このため、主要農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、それぞれの業界団体、農協系統及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」（平成

8年度制定、13年度及び18年度改定)に基づく①低価格資材の供給、②資材流通の合理化、③資材の効率利用の取組を促進した。

(2) 肥料に係る取組

ア 肥料の価格

肥料原料等の国際市況は、平成20年に肥料原料の需給のひっ迫感を背景に高騰し、これに伴い国内の肥料価格も大幅に上昇した。国際市況は、21年以降は落ち着きを取り戻したものの、22年秋頃から再び緩やかに上昇基調で推移し、24年には上昇は落ち着いてきた。

24肥料年度(秋肥24年6月～10月、春肥11月～25年5月)の国内の肥料価格(全農供給価格)は、高度化成肥料で前期に比べ、秋肥が0.3%、春肥が0.7%の値下げとなったものの、平成20肥料年度(20年7月～21年6月)の高騰前と比べ依然として高い水準で推移している。

イ 生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業

肥料価格の上昇に伴う農業経営への影響を緩和するため、合理的な施肥体系への転換を推進するための指導體制の強化、土壌診断を活用した施肥低減等の取組を支援した。

(平成24年度予算額)

○生産環境総合対策事業のうち

農業生産環境対策事業 0.4億円

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

「農業機械化促進法」(昭和28年法律第252号)に基づき、農作業の効率化により農業経営の改善に寄与する高性能な農業機械の計画的な導入を促進するため、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成20年5月16日農林水産省告示第741号)により、都道府県における高性能農業機械の適切な導入を推進した。

(2) 地域における農作業安全対策の推進

農業機械による事故を中心に、農作業死亡事故は毎年400件前後発生しているため、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JAグループ等19関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」を実施した。

また、事故の実態や事例に基づいた安全指導を行うため、事故の詳細調査を実施し、調査結果を元に啓発資材としてパンフレットやDVDを作成した。

また、トラクター等の乗用型機械の転倒事故発生を

携帯電話等の情報端末に通報するシステムの実用化試験を行った。

(平成24年度予算額)

○産地活性化総合対策事業 5,288百万円の内数

(3) 農機具の検査・鑑定

ア 農機具の検査

農業機械化促進法の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研センター」という。)において、農機具製造業者の依頼に応じ、27型式の農機具型式検査を実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止及び農業機械の省エネルギー化等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については18機種113型式、②任意鑑定については8機種16型式、③機能確認については3機種12型式の鑑定を実施した。

(4) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、農畜産物の生産コストの縮減に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、24年度に農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

a 農作業の更なる省力化に資する機械

先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、一層の高効率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械

- (a) いちごパック詰めロボット
- (b) 落花生収穫機
- (c) トラクター直線作業補助装置
- (d) 中山間地域対応型栽培管理ビークル
- (e) 送風補助式静電防除機
- (f) 茶栽培用資材被覆・除去装置

b 環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等に資する高性能農業機械

- (a) 高能率水稻等種子消毒装置
- (b) ブームスプレーヤのブーム振動制御装置
- (c) 高能率水田用除草装置

- (d) 微生物環境制御型脱臭システム
- c 農作業の安全性向上に資する機械
 - 農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械
 - (a) 乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置
 - (b) 自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置

イ 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成24年度は、農業機械等緊急開発事業により新たに開発されたたまねぎ調製装置及び可変径式TMR成形密封装置の2機種を事業対象として追加し、計62機種の高性能農業機械等について、部品の共通化や金型等基本的な製造機械の提供等を通じて普及を図った。

(5) 農業機械化研修

平成24年度の農林水産省農林水産研修所つくば館における農業機械化研修受講者実績は次のとおり。

なお、平成24年度の研修は、農作業安全の研修に重点を置いて実施した内容となっている。

ア 農林水産省職員コース	155名
イ 都道府県職員等コース	236名
ウ 一般コース（地域リーダー等の農業者を含む）	479名
	計870名

(6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成24年度は、24年11月30日及び25年3月8日に農業資材審議会農業機械化分科会を開催した。

分科会では、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を変更する件、平成25年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件について答申が行われた。

第11節 持続可能な農業生産の推進

気候変動をはじめとする地球環境問題が進行する中で、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換に向けて、我が国の農業生産においても、資源の循環利用や環境負荷の低減等を目指していくことが喫緊の課題となっている。さらに、農林水産業を通じた、温室効果ガス排出量の削減への貢献や多くの生物への貴重な生息・生育環境の提供などの対応も求められている。

このため、平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、環境保全型農業に関する

取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。さらに、地球温暖化など農業生産条件に対応した取組を行った。

1 環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業施策の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等のうち38事業において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、平成24年度末の認定件数は約20万1千件となった。

さらに、平成22年9月に立ち上げたエコファーマーの全国ネットワークへの活動協力として、環境保全型農業に関する情報の提供、消費者との相互理解を図る等の取組への支援を行った。

また、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等への支援を行った。

(2) 環境保全型農業直接支援対策

環境保全型農業に対する支援は、環境負荷低減に資する取組を推進するため、平成19年度から22年度までの間、「農地・水・環境保全向上対策」において、地域でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する等の先進的な取組に対する支援を実施していたが、地域でまとまりをもって取り組むことが困難な野菜、果樹での取組が進まないなどの状況があったことから、意欲ある農業者が取り組む環境保全に効果の高い営農活動に対して幅広く支援ができるよう、また、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入促進を図るため、平成23年度に「環境保全型農業直接支援対策」を創設した。

この対策において、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者への支援を実施し、2年目となる平成24年度は、12,985件、41,439haに対して支援を行った。

(3) 有機農業の推進

有機農業推進法（平成18年法律第112号）に基づく「有機農業推進基本方針」の策定以降、都道府県に対し推進計画策定の働きかけを行い、平成24年度末においては、47都道府県で「有機農業推進計画」が策定済

みとなっている。

また、有機農業の一層の拡大を図るため、全国段階で有機農業の参入促進、栽培技術の体系化、販路拡大のためのマッチングフェアの開催等の取組に支援するとともに、有機農業により産地の収益力向上に取り組む47地区に対し、生産技術力強化の取組等に支援した。

2 地力増進対策

我が国の農地の土壌は、地力水準の低い、いわゆる不良土壌が依然として多く存在することから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、農業労働力の減少等我が国農業を取り巻く諸情勢の変化に伴い、地力増進のための土壌管理が粗放化し、堆肥の施用量が減少するとともに、地力の低下や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能といった農地土壌が有する環境保全機能の低下が懸念される事態が生じている。

このため、「地力増進法」(昭和59年法律第34号)に基づく地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、同法で定められている政令指定土壌改良資材について、(独)農林水産消費安全技術センターに指示し、製造業者等に対して立入検査を実施するなど、土壌改良資材の品質表示の適正化を図った。

3 地球温暖化などへの対応

(1) 地球温暖化防止策

我が国の施設園芸は、冬期に化石燃料を使用した加温栽培を行い、園芸作物の周年生産や安定供給を図っている。また、各種農作物の生産において軽油などの燃料を使用した農業機械が幅広く使用され、農作物生産の効率化に寄与している。

一方、地球温暖化に対する国民の関心の高まりや燃油価格の高騰など、最近の農業生産を取り巻く状況は厳しいものがある。また、政府の京都議定書目標達成計画においては、「施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策」、「環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減」について、削減目標値が設定されているところである。これらの課題に対し、以下の施策を推進した。

ア 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
施設園芸において温室効果ガス排出削減を推進するため、リース方式による循環扇、内張の多層化等

の施設園芸用省エネルギー設備の導入やハイブリッド加温設備(ヒートポンプと燃油加温機の組合せ)等と高断熱被覆設備を組み合わせた先進的な加温システムの導入支援を行うとともに、新たな省エネルギー新技術等の開発・実証を行う取組の支援を行った。また、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及びマニュアルの普及に努めた。

農業機械については、省エネ利用マニュアルの普及に努めると共に、省エネルギー型農業機械の普及を図るための主要農業機械の省エネ性能表示制度創設に向けた検討を行うとともに、バイオディーゼル燃料利用に係る調査・実証に対して支援を行った。
イ 環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減

農地からの温室効果ガス発生を抑制する技術の実証・普及及び全国の農地及び草地土壌の炭素含有量のモニタリング調査等を推進した。

また、土壌診断結果に基づく適正施肥の指導の取組等を支援することで、合理的な施肥体系への転換を推進した。

(2) 地球温暖化適応策

地球温暖化による農業への影響に対応するための地球温暖化適応策の取組として、当面の適応策の生産現場への普及指導の推進のため、専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等を23年度に引き続き行った。

第12節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成19年7月に開催された第16回食料・農業・農村政策審議会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 畜産部会委員の構成

24年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

武内和彦 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 近藤康子 サントリービジネスエキスパート(株)お客様リレーション本部顧問
 笹崎宏 (株)JTB総合研究所コンサルティング第一部長 首席研究員
 廣野正則 (有)広野牧場代表取締役

(臨時委員)

石澤直士 (株)ゼンケイ代表取締役社長
 小谷あゆみ フリーアナウンサー、エッセイスト
 笹崎静雄 (株)埼玉種畜牧場サイボクハム代表取締役社長
 飛田稔章 北海道農業協同組合中央会会長
 那須真理子 うちのあか牛てっぽこ代表
 野村哲郎 京都産業大学総合生命科学部生命資源環境学科教授
 花田真也 (公社)日本食肉市場卸売協会副会長
 晴野三義 飼料輸出入協議会専務理事
 富士重夫 全国農業協同組合中央専務理事
 中野良晴 (一社)日本乳業協会会長
 吉田恵 フリーアナウンサー

※委員は平成25年3月31日時点

(4) 第1回畜産部会

平成25年1月16日に開催された第1回畜産部会において、畜産・酪農をめぐる情勢等について意見交換が行われた。

(5) 第2回畜産部会

平成25年1月25日に開催された第2回畜産部会において、「平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(別記1)、「平成25年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(別記2)、「平成25年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(別記3)について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、25年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価

格が決定され、2月6日に告示された(別記5)。

(別記1)

24生畜第1988号
 平成25年1月25日

食料・農業・農村政策審議会議長 殿

農林水産大臣

諮問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成25年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

24生畜第2032号
 平成25年1月25日

食料・農業・農村政策審議会議長 殿

農林水産大臣

諮問

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

24生畜第2033号
 平成25年1月25日

食料・農業・農村政策審議会議長 殿

農林水産大臣

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成25年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

24食農審第31号
 平成25年1月25日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会議長

答申

平成25年1月25日付け24生畜第1988号で諮問があった平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成25年1月25日付け24生畜第2032号で諮問があった平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成25年1月25日付け24生畜第2033号で諮問があった平成25年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成25年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別記5)

農林水産省告示第445号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成25年2月6日

農林水産大臣 林 芳正

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

1,810千トン

二 加工原料乳の補給金単価

単 位	補給金単価
1 キログラム	12.55円

農林水産省告示第442号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき、平成25年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年2月6日

農林水産大臣 林 芳正

一 畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

(一) 皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	405円
安定上位価格	550円

(二) 湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	375円
安定上位価格	510円

二 規則第3条第1項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	825円
安定上位価格	1,070円

農林水産省告示第443号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、平成25年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成25年2月6日

農林水産大臣 林 芳正

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、320,000円
褐毛和種	一頭につき、292,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、209,000円
乳用種の品種	一頭につき、122,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、188,000円

農林水産省告示第444号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第2条ただし書きの規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格についての期間を次のように定めたの

で、同法第5条第8項の規定に基づき、告示する。

平成25年2月6日

農林水産大臣 林 芳正

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、273,000円
褐毛和種	一頭につき、251,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、144,000円
乳用種の品種	一頭につき、86,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、142,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第2条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産経営安定対策業務

ア 畜産業振興事業（緊急対策を含む）

24年度の畜産業振興事業については、畜産経営安定対策及びその他対策に加え、補正予算により措置された日本経済再生に向けた緊急経済対策等の緊急対策を実施し、補助事業として907億3,904万円の補助を行った。

(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の実施

24年度の肥育牛補填金については、「肉専用種」において31万1,518頭を対象に76億7,139万円、「交雑種」において21万4,383頭を対象に147億6,313万円、「乳用種」において22万7,816頭を対象に131億3,563万円を交付した。

(イ) 肉用牛繁殖経営支援事業の実施

24年度の肉用子牛への支援交付金については、「褐毛和種」において1,833頭を対象に55万円、「その他の肉専用種」において3,479頭を対象に1億2,003万円を交付した。

(ウ) 養豚経営安定対策事業の実施

24年度の養豚補填金については、1,374万2,155頭を対象に173億5,517万円を交付した。

(エ) 加工原料乳等生産者経営安定対策事業の実施

24年度の補填金については、加工原料乳及びチーズ向け生乳の平均取引価格が補填基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

イ 加工原料乳生産者補給金交付業務

24年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳174.5万t（限度数量183万t）を対象に212億9,093万円（単価：12円20銭/kg）を交付した。

ウ 肉用子牛生産者補給金交付業務

24年度の肉用子牛生産者補給金については、「その他の肉専用種」において3,482頭を対象に2億3,016万円、「乳用種」において22万1,885頭を対象に48億5,732万円を交付した。

(2) 畜産物の需給調整・価格安定対策業務

ア 指定食肉の売買

指定食肉（牛肉及び豚肉）については、24年度においては、調整保管等は実施していない。

イ 指定乳製品等の輸入・売買

24年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分として、バター7,459tの輸入・売渡しを行った。さらに、22年度の猛暑や東日本大震災等による23年度の生乳減産からの回復途上にある中、バターの安定供給を考慮し2,000tの追加輸入を行った。

また、ホエイ及び調整ホエイ4,500t、デイリースプレッド800t、バターオイル300tの輸入・売渡しを行った。

なお、一般輸入による機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は941tとなった。

ウ 学校給食用牛乳等供給推進事業の実施

24年度の学校給食用牛乳等供給推進事業については、供給条件不利地域への円滑な供給による安定的需要の確保、自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳や牛乳に加えて供給するヨーグルト等の供給支援による消費量の維持・拡大等を実施し、8億6,400万円の交付を行った。

(3) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や生産者の経営安定に資する情報等を適時適切に提供した。この業務に係る経費の総額は2億4,550万円であった。

第13節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

23年度については、生乳生産基盤の安定・強化を図る観点から、生産者団体は増産型の計画生産を実施し

た。しかしながら、22年度の猛暑や東日本大震災等の影響により、生乳生産量は22年度を1.3%下回り、753万tとなった。牛乳等向け処理量は減少傾向が続き、22年度を0.7%下回った。乳製品向け処理量は、チーズやクリーム等向けが22年度に引き続き堅調であった一方で、特定乳製品向けが減少したことから、22年度を1.9%下回り、339万tとなった。この結果、脱脂粉乳及びバターを生産量が減少し、在庫量はいずれも減少した。

24年度については、生産者団体による3年間減産を行わない中期計画への取組が進む中、生乳生産量は23年度を1.0%上回り、761万tとなった。牛乳等向け処理量は引き続き減少し、23年度を1.8%下回った。乳製品向け処理量は、チーズ向けが減少に転じた一方で、クリーム等向けが引き続き堅調であったこと、特定乳製品向けが増加したことから、23年度を4.5%上回り、354万tとなった。この結果、脱脂粉乳及びバターの生産量が増加し、在庫量はいずれも増加した。

2 牛乳乳製品の流通対策

(1) 生乳流通対策

酪農経営の安定及び消費者ニーズに応じた牛乳乳製品の安定供給を図るため、生乳需給の中長期的な予測モデルの作成活動を支援する事業を行った。

チーズ向け生乳の供給拡大と酪農経営の安定を図るため、チーズ向け生乳供給量に応じて生産者に助成金を交付し、また指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造する際に委託製造経費の一部を補助する事業を行った。

(2) 乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の合理化対策

国際化の進展を踏まえた乳業工場の再編・合理化、生乳流通の合理化を推進するための施設の整備等を支援するため、産地活性化総合対策事業において乳業再編地区事業を措置し、牛乳乳製品の製造販売コストの低減と乳業工場の衛生管理水準の高度化を推進した。また、当該事業を具体化するために、全国段階の取組として個別案件に対するコンサルティング等の実施のほか、「乳業再編実施の手引き」を作成する等事業内

容の普及を図った。

第14節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

24年度の国内生産量は、肉専用種及び乳用種ともに増加した結果、対前年度比1.7%増の51万4千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比2.0%減の72万2千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令規格）は、前年度の東日本大震災及び放射性物質検出による消費減退からの需要の回復等により、対前年度比16.8%増の1,038円/kgとなった。

小売価格（東京）は、国産牛肉「ロース」は対前年度比0.9%減の784円/100gとなった。

(2) 豚 肉

24年度の国内生産量は、対前年度比1.4%増の129万6千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比5.4%減の108万6千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令規格）は、消費が減少する一方で、出荷頭数が増加したことから対前年度比3.3%低下の440円/kgとなった。

小売価格（東京）は、国産豚肉「ロース」は対前年度比0.4%減の237円/100gとなった。

(3) 鶏 肉

24年の国内生産量は、対前年比5.7%増の145万7千t（骨付きベース）となった。

輸入量は、対前年比9.9%減の42万9千t（実量ベース）となった。

卸売価格（東京）は、もも肉むね肉ともに年度当初から東日本大震災後の輸入量の増加等により軟調に推移したものの、12月以降は前年を上回る水準で推移した。

小売価格（東京、もも肉）は、対前年度比4.6%減の124円/100gとなった。

(4) 鶏 卵

24年度の国内生産量は、対前年度比0.5%増の250万7千tであった。

卸売価格（全農東京Mサイズ）は、年度当初から価格が軟調に推移したが、需要の回復等により、10月以降は前年を上回って推移した。

小売価格（東京、Lサイズ10個）は、対前年度比3.6%減の216円となった。

表15 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

年 度	区 分	牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵
14	生産量	519,665	1,245,765	7,175	191	1,229,089	2,998,341	2,529,424
	輸出量	60	123	0	0	2,646	2,839	1,899
	輸入量	762,874	1,100,664	9,457	43,262	507,660	2,391,114	119,618
	計	1,282,479	2,346,306	16,632	43,453	1,734,103	5,386,616	2,647,143
	指数							
15	生産量	504,628	1,273,953	7,436	173	1,238,888	2,993,243	2,530,372
	輸出量	69	90	0	0	2,695	2,854	2,156
	輸入量	742,994	1,145,010	11,657	38,914	442,290	2,348,276	110,483
	計	1,247,553	2,418,873	19,093	39,087	1,678,483	5,338,664	2,638,699
	指数							
16	生産量	508,427	1,262,959	7,144	199	1,241,981	3,000,062	2,480,752
	輸出量	141	22	0	0	693	855	775
	輸入量	643,376	1,267,053	13,551	44,768	371,256	2,304,939	134,342
	計	1,151,662	2,529,990	20,695	44,967	1,612,544	5,304,145	2,614,319
	指数							
17	生産量	497,181	1,242,335	7,087	186	1,292,981	3,039,845	2,480,517
	輸出量	73	76	0	0	2,174	2,320	1,057
	輸入量	654,433	1,298,107	13,894	58,332	443,471	2,426,084	150,960
	計	1,151,541	2,540,366	20,981	58,518	1,734,278	5,463,608	2,630,420
	指数							
18	生産量	494,910	1,248,834	6,444	146	1,364,413	3,114,897	2,508,867
	輸出量	142	630	0	0	2,500	3,273	668
	輸入量	667,481	1,100,339	11,442	49,322	347,358	2,128,408	121,506
	計	1,162,249	2,348,543	17,886	49,468	1,709,271	5,240,032	2,629,705
	指数							
19	生産量	512,754	1,246,314	6,053	160	1,362,327	3,127,609	2,589,192
	輸出量	493	1,446	0	0	6,675	8,614	430
	輸入量	661,603	1,125,704	11,678	38,186	368,446	2,157,903	113,281
	計	1,173,864	2,370,572	17,732	38,346	1,724,098	5,276,898	2,702,043
	指数							
20	生産量	518,039	1,260,219	6,016	183	1,394,923	3,179,380	2,535,679
	輸出量	787	2,699	0	0	7,150	10,635	620
	輸入量	670,917	1,206,910	7,788	42,948	425,982	2,312,011	112,198
	計	1,188,169	2,464,430	13,804	43,131	1,813,755	5,480,756	2,646,812
	指数							
21	生産量	516,386	1,318,145	5,746	146	1,413,492	3,253,915	2,508,461
	輸出量	966	3,018	0	0	8,699	12,683	968
	輸入量	679,180	1,034,069	8,206	35,572	336,318	2,047,745	100,818
	計	1,194,600	2,349,196	13,952	35,718	1,741,111	5,288,977	2,608,311
	指数							
22	生産量	511,893	1,277,491	5,785	0	1,416,873	3,212,042	2,505,790
	輸出量	707	742	0	0	10,679	12,128	789
	輸入量	730,964	1,143,647	7,314	32,856	423,744	2,292,218	114,001
	計	1,242,150	2,420,396	13,099	32,856	1,829,938	5,492,132	2,619,002
	指数							
23	生産量	505,410	1,277,464	4,746	0	1,377,533	3,165,153	2,482,628
	輸出量	829	947	0	0	4,206	5,982	459
	輸入量	737,414	1,197,905	6,758	28,766	476,727	2,447,570	137,847
	計	1,241,995	2,474,422	11,504	28,766	1,850,054	5,606,741	2,620,016
	指数							
24 (概算値)	生産量	513,909	1,295,305	4,977	0	1,456,559	3,270,750	2,506,768
	輸出量	1,350	1,220	0	0	7,048	9,618	722
	輸入量	722,457	1,140,844	6,980	28,612	429,498	2,328,391	123,168
	計	1,235,016	2,434,929	11,957	28,612	1,878,919	5,589,433	2,629,214
	指数							

資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

注2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉を含む。羊肉には山羊肉を含む。

注3：鶏卵の輸出入量は、殻付き換算。

注4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

注5：21年度以降は鶏肉は年次ベース。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉流通体制整備

国産食肉の安定的な供給体制を構築するため、産地

において、当該地域における肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての流通、加工及び販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成し、高度に衛生的な設備を導入するとともに低コストで大規模に処理を

行う先進的な産地食肉センター及び食鳥処理施設を整備できる事業を措置し、これにより食肉流通の合理化等を推進した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、家畜市場の機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

表16 食肉加工品生産量の推移

(単位：千t)

	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
12年度	149 (97)	78 (100)	292 (99)	519 (99)
13年度	146 (98)	76 (98)	297 (102)	518 (100)
14年度	138 (95)	73 (96)	288 (97)	498 (96)
15年度	139 (101)	71 (98)	284 (99)	494 (99)
16年度	140 (101)	76 (107)	286 (101)	502 (102)
17年度	139 (99)	77 (101)	279 (98)	495 (99)
18年度	135 (98)	79 (102)	274 (98)	487 (97)
19年度	132 (98)	79 (100)	270 (99)	481 (99)
20年度	130 (98)	79 (100)	287 (106)	496 (103)
21年度	131 (101)	81 (103)	293 (102)	505 (102)
22年度	130 (100)	81 (100)	293 (100)	505 (100)
23年度	134 (103)	86 (106)	298 (102)	518 (103)
24年度	135 (101)	86 (101)	301 (101)	522 (101)

3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵生産者経営安定対策事業

平成23年度から鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るため、標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額の一部を補填する鶏卵価格差補填事業と、標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に下回った場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業を措置している。

表17 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円、%)

年度・月	牛肉				豚肉				鶏肉				鶏卵			
	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比
18	1,292	96.7	863	102.1	479	101.3	239	100.0	573	100.9	123	100.4	184	98.9	216	97.7
19	1,186	91.8	893	103.5	519	108.4	244	102.1	650	113.5	126	102.4	167	90.8	210	97.2
20	1,083	91.3	897	100.4	496	95.6	251	102.9	688	105.8	135	106.7	193	115.6	227	108.2
21	1,034	95.5	853	95.1	431	86.9	238	94.8	617	89.7	128	95.2	175	90.7	216	95.2
22	1,122	108.5	803	94.1	474	110.0	236	99.2	632	102.4	130	101.6	193	110.3	224	103.7
23	889	79.2	791	98.5	455	96.0	238	100.8	627	99.2	130	100.1	188	97.4	224	100.0
24	1,038	116.8	784	99.1	440	96.7	237	99.6	575	91.7	124	95.4	181	96.3	216	96.4
21.4	1,059	90.1	900	100.0	410	74.1	244	98.0	564	75.7	133	100.8	173	89.6	218	98.2
5	1,074	92.7	869	98.3	481	85.3	240	94.9	583	77.9	131	97.8	167	85.6	215	96.4
6	1,016	94.4	859	94.9	511	84.9	236	92.5	589	79.6	127	95.5	160	86.5	209	95.4
7	1,015	95.2	870	96.7	487	81.6	235	92.9	583	79.0	127	94.8	154	79.8	205	92.8
8	1,006	95.3	880	98.5	397	68.8	239	94.5	582	80.8	129	94.9	157	80.1	206	90.7
9	999	94.1	875	96.6	389	74.1	239	94.5	592	84.0	126	92.6	188	87.0	223	92.9
10	1,020	94.0	827	91.6	388	91.5	234	92.9	610	87.9	128	94.8	184	87.2	228	92.3
11	996	94.9	841	94.3	401	96.2	237	94.0	625	93.0	127	94.1	188	91.7	224	92.9
12	1,115	100.9	833	93.2	453	98.7	238	95.2	651	99.0	128	94.1	209	101.0	233	97.5
22.1	1,008	93.3	829	92.9	416	106.9	235	94.4	674	102.2	127	93.4	151	101.3	203	101.0
2	1,042	99.5	836	94.1	419	97.9	238	96.6	677	111.4	127	93.4	194	104.3	219	99.1
3	1,043	101.8	812	90.0	415	97.6	236	95.9	677	118.6	127	96.9	177	98.3	214	94.7
22.4	1,127	106.4	818	90.9	424	103.4	236	96.7	667	118.2	130	97.7	177	102.3	211	96.8
5	1,095	102.0	797	91.7	483	100.4	238	99.2	652	111.8	131	100.0	178	106.6	215	100.0
6	1,015	99.9	800	93.1	538	105.3	239	101.3	629	106.8	131	103.1	183	114.4	213	101.9
7	1,025	101.0	812	93.3	489	100.4	241	102.6	580	99.6	129	101.6	177	114.7	220	107.3
8	1,059	105.3	808	91.8	497	125.2	239	100.0	541	93.0	130	100.8	166	105.5	213	103.4
9	1,093	109.4	808	92.3	519	133.4	237	99.2	545	92.0	129	102.4	193	102.5	223	100.0
10	1,146	112.4	789	95.4	437	112.6	233	99.6	575	94.2	128	100.0	197	106.8	228	100.0
11	1,166	117.1	796	94.6	437	109.0	236	99.6	622	99.5	129	101.6	206	109.7	228	101.8
12	1,270	113.9	792	95.1	468	103.3	233	97.9	662	101.8	130	101.6	240	114.7	246	105.6
23.1	1,156	114.7	822	99.2	425	102.2	234	99.6	707	104.9	129	101.6	184	122.0	226	111.3
2	1,165	111.8	795	95.1	502	119.8	233	97.9	705	104.1	133	104.7	203	104.7	229	104.6
3	1,137	109.0	803	98.9	486	117.1	236	100.0	698	103.2	133	104.7	217	122.4	232	108.4
23.4	1,181	104.8	808	98.8	493	116.3	236	100.0	700	105.0	134	103.1	245	138.4	265	125.6
5	1,108	101.2	790	99.1	490	101.4	239	100.4	696	106.6	133	101.5	213	119.8	252	117.2
6	1,019	100.4	814	101.8	547	101.7	237	99.2	659	104.8	130	99.2	190	103.8	224	105.2
7	944	92.1	788	97.0	538	110.0	240	99.6	625	107.7	129	100.0	170	96.1	220	100.0
8	1,008	95.2	776	96.0	502	101.0	240	100.4	595	109.9	131	100.8	167	100.8	212	99.5
9	871	79.7	782	96.8	451	86.9	238	100.4	599	109.9	130	100.8	183	94.7	217	97.3
10	737	64.3	781	99.0	373	85.4	241	103.4	614	106.8	130	101.6	186	94.5	221	96.9
11	775	66.5	774	97.2	398	91.1	236	100.0	606	97.5	130	100.8	194	94.1	219	96.1
12	820	64.6	796	100.5	450	96.2	238	102.1	602	90.8	129	99.2	195	81.3	223	90.7
24.1	797	68.9	798	97.1	427	100.5	239	102.1	627	88.6	129	100.0	149	80.7	203	89.8
2	790	67.8	792	99.6	430	85.7	239	102.6	609	86.4	129	97.0	185	91.1	213	93.0
3	814	71.6	795	99.0	413	85.0	235	99.6	594	85.1	130	97.7	178	82.3	214	92.2
24.4	966	81.8	775	95.9	437	88.6	238	100.8	577	82.4	127	94.8	182	74.3	212	80.0
5	1,001	90.3	784	99.2	454	92.7	234	97.9	572	82.2	126	94.7	168	78.9	213	84.5
6	985	96.7	788	96.8	526	96.2	243	102.5	564	85.6	126	96.9	161	84.7	206	92.0
7	1,000	105.9	787	99.9	502	93.3	237	98.8	555	88.8	125	96.9	160	94.1	208	94.5
8	999	99.1	782	100.8	486	96.8	238	99.2	533	89.6	122	93.1	157	93.9	205	96.7
9	1,026	117.8	777	99.4	449	99.6	236	99.2	519	86.6	123	94.6	176	96.5	212	97.7
10	1,029	139.6	773	99.0	402	107.8	235	97.5	537	87.5	122	93.8	193	103.9	216	97.7
11	1,084	139.9	778	100.5	396	99.5	236	100.0	573	94.4	122	93.8	209	107.5	221	100.9
12	1,171	142.8	798	100.3	430	95.6	238	100.0	611	101.5	123	95.3	230	117.9	237	106.3
25.1	1,056	132.5	805	100.9	399	93.4	238	99.6	642	102.4	125	96.9	171	115.1	225	110.8
2	1,049	132.8	801	101.1	415	96.5	237	99.2	622	102.1	124	96.1	190	102.7	217	101.9
3	1,075	132.1	765	96.2	436	105.6	238	101.3	596	100.3	123	94.6	175	98.0	216	100.9

資料：卸売価格は農林水産省統計部「食肉流通統計」、「食肉市況情報(もも肉)」、鶏卵は「JA全農たまご東京M規格」

小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」

注1：牛肉及び豚肉の卸売価格は東京及び大阪の中央市場における省令規格(去勢牛B3、B2)1kg当りの価格である。

注2：鶏肉及び鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

注3：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉はロース、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。

第15節 畜産経営対策

1 農畜産業振興機構以外で実施する酪農経営安定対策

(1) 酪農環境負荷軽減支援事業

24年度の酪農環境負荷軽減支援事業の奨励金は、家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保し、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践した生産者6,243戸を対象に57億2,214万円を交付した。

2 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

地域内一貫生産体制の確立、子牛生産部門の協業化や、効率的生産のための外部化・分業化、地域の核となる協業法人経営体の育成、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備の支援を行った。

(2) 「産地活性化総合対策事業」のうち農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型

施設、機械等の初期投資額が非常に大きな畜産分野において、新規就農等の促進を図るため、新規就農者が必要な機械等のリース方式による導入の支援を行った。

(3) 「農業競争力強化対策民間団体事業」のうち畜産経営活性化サポート事業

畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進するため、畜産農家自らが計画を作成できる体制構築について支援を行った。

ア 都道府県が行う畜産経営支援活動の支援

専門家集団の組織化・人材育成や指導用資料の作成等を行うことにより、都道府県等が行う畜産経営支援活動の支援を行った。

イ 畜産経営者相互の交流会の開催

畜産の高度化・多様化等の促進のため、畜産経営者間で経営技術等に関する情報交換会を開催した。

ウ eラーニングプログラムの導入

畜産経営者に対して、インターネットを通じ畜産経営の高度化・多様化に資する教材の配信を行うeラーニングプログラムの構築等を行った。

エ 経営分析プログラムの導入

畜産経営者が経営の自己診断分析を行い、簡易に経営計画を決定できるプログラムの構築等を行った。

3 畜産環境対策

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産周辺環境影響低減

畜産に起因する排水及び悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設・脱臭施設の新設を支援を行った。

(2) 「産地活性化総合対策事業」のうち地域パイオマス支援地区

畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた検討会の開催、堆肥成分の分析、施用実験、シンポジウムの開催に対して支援及び畜産経営環境調和推進資金を利用して、家畜排せつ物を利活用するための施設を整備する畜産農家への利子相当額を助成の支援を行った。

4 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部内に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設された。

17年度には国及び地方公共団体を通じた財政改革（三位一体改革）のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成が廃止・税源移譲し、都道府県の責任において実施することとなった。

23年度に、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、無利子（最長18年間）・無担保・無保証人での貸付が可能となった。さらに償還期間（据置期間）についても3年延長した。

表18 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度
畜産関係				
家畜購入※	10,359	10,114	9,411	9,708
資金総額	46,955	35,510	37,395	38,300

※平成17年度から「家畜購入」以外の区分は不明。

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

24年度に人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り受ける場合は、貸付当初5年間実質無利子（限度額：個人3億円、法人10億円）となっている。また、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、償還期間（据置期間を含む）を3年延長して貸付が可能となった。24年度の畜産関係融資実績は、最終貸付件数1,519件、668億円であった。

畜産関係融資は融資額全体の60.9%を占め、その内訳は、肉用牛20.6%、酪農15.1%、養豚10.7%、養鶏11.2%であった。

(3) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に農業改良資金に組み入れられた。本資金は、農業者が新作物や新技術の導入、畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施する際に活用できる無利子資金である。

22年10月、融資主体が都道府県から日本公庫等に変更され、24年度の融資実績は1,725件、234億円であった。

(4) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

第16節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

平成22年7月に策定された新たな「家畜改良増殖目標」においては、霜降りや乳量の増大等を重視した従来からの品質や生産性の向上に向けた取組だけではなく、消費者ニーズの多様化や、長期的にひっ迫基調の穀物需給等の新たな課題にも対応する家畜改良増殖を進めていくこととされた。

このため、平成24年度においては、新たな「家畜改良増殖目標」の達成に向け、独立行政法人家畜改良センターは、都道府県や民間団体では取組み難い新たな育種改良技術と同センターが保有する多様な育種資源を活用した種畜の生産・供給や家畜の遺伝的能力評価などを通じ、都道府県や民間における改良を支援した。また、国として、家畜改良を推進する事業において、ブラウンスイス種等特色ある品種の受精卵導入等を支援するとともに、牛乳や食肉の質及び量などのデータの全国的・効率的な収集やDNA解析情報を活

用した評価手法の開発等家畜の能力評価精度の向上に向けた取組を支援し、効率的に家畜改良増殖を行える体制作りを推進した。

また、ICチップを用い個体識別番号を自動的に認識することにより個体ごとの特性に応じた飼料の自動給餌を行うなどの飼養管理の効率化の普及を推進した。

- ・独立行政法人家畜改良センター運営費交付金 (74億円)
- ・家畜改良対策推進事業 (5億円)
- ・家畜個体識別システム利活用促進事業 (6千万円)

2 中央畜産技術研修

国及び都道府県の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体、独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として、畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会において、主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

24年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、畜産物のリスク管理、畜産新技術A・B、酪農、肉用牛、養鶏、畜産経営A・B、飼料A・B、自給飼料（WSC・飼料米）、畜産環境処理、肉用牛生産技術指導者養成A・B等の各部門（21講座）について短期研修を実施し、合計590名が受講した。

第17節 飼料対策

1 自給飼料対策

「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）において、畜産物の自給率向上の観点から、飼料作物の生産量を平成20（2008）年度の435万TDN（*1）tから平成32（2020）年度の527万TDNtへ増加させ、同様に飼料自給率を26%から38%に増加させる

目標を定めた。併せて、同計画では、具体的な飼料作物増産の方法として(1)二毛作等の推進を可能とする品種・作付体系技術の開発・普及、(2)飼料生産組織の育成による畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化促進、(3)優良品種の開発・普及等を掲げた。

このため、平成24年度においては、独立行政法人家畜改良センターにおいて、我が国の風土に適した国内育成品種の定着を更に進めるため、高品質の飼料用原種子を供給した。また、飼料生産受託組織に対して、受託面積に応じた支援措置を講じること等により、飼料作物の作業受託をした経営体数は、平成20(2008)年度の522経営体から平成24(2012)年度の605経営体に増加した。

これに加えて、地域で発生する食品残さや農場残さ等の飼料利用を推進するため、食品産業と畜産業とのマッチング、地域の未利用資源の飼料化のための実証試験、エコフィードを増産する取組への支援を行った。

更に、高品質・高収量なWCS用稲(*2)を生産・利用する取組や、飼料用米の利用を推進するためのシンポジウムの開催などの取組、草地の収量を増加するための草地の改良の取組等を支援した。

この結果、平成24年度の飼料作物全体の作付面積は、93万2千haであり、平成20年度に比べて3万ha増加した。しかしながら、平成24年度の生産量は、東北・関東の一部地域で東京電力福島第一原子力発電所事故による牧草等の給与自粛措置が取られたことの影響等により、平成20年度に比べ36万TDNt減少し、400万TDNtであった。

また、エコフィード生産量は、29万TDNtであり平成20年に比べ5万TDNt増加するとともに、WCS用稲及び飼料用米の作付け面積は2万6千ha、3万5千haであり、平成20年に比べてそれぞれ1万7千ha、3万3千ha増加した。

*1 TDNは、Total Digestible Nutritionの略で、可消化養分総量と呼ばれるもの。家畜が消化できる養分の総量であり、カロリーに近い概念

*2 稲発酵粗飼料。稲の実が完熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させた飼料。稲ホールクロップ・サイレージ(稲WCS)とも呼ばれる。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として、作付面積が拡大している。

- ・飼料増産総合対策事業(17億円)
- ・農業農村整備事業

- (326億円の内数)
- ・農山漁村地域整備交付金 (96億円の内数)
- ・水田活用の所得補償交付金 (2,284億円の内数)
- ・産地活性化総合対策事業 (53億円の内数)
- ・強い農業づくり交付金 (21億円の内数)

2 流通飼料対策

飼料費は、畜産物生産費の大部分を占めるため、配合飼料価格の上昇は、生産コストを増大させ畜産経営に影響を及ぼす。このため、配合飼料価格が値上がりした場合に補填を行う配合飼料価格安定制度の適切な運用を行い、畜産経営への飼料価格の急激な変化による影響を緩和している。平成24年度においては、配合飼料メーカーと畜産農家の積立金を原資とする通常補填が第2四半期から第4四半期において3期連続で発動した。加えて、国と配合飼料メーカーの積立金を原資とする異常補填が第4四半期で発動した。

また、我が国は配合飼料原料のほとんどを輸入に依存しており、天災等の不測の事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため、公益社団法人配合飼料供給安定機構等に対し飼料穀物の備蓄を行うのに要する費用の助成を行った。

- ・飼料穀物備蓄対策事業 (24当初：16億円、24補正：72億円)
- ・配合飼料高騰緊急安定対策事業 (282億円)

第18節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

24年度(1~12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆3,943億円、入場人員は619万人となり、前年比では売得金で4.4%の増加、入場人員で0.6%の増加となった。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,394億円を第1国庫納付金として納付するとともに、24年度決算により生じた剰余金の50%に相当する85億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならな

いが、25年1月1日現在では、馬主2,256名（うち法人290、組合47、本邦外個人7）、調教師210名、騎手123名、登録馬7,925頭となっており、また、きゅう務員等は2,528名となっている。

2 地方競馬

24年度（4～3月）の地方競馬は、全国の16競馬場において15主催者（道県2、指定市3、一部事務組合10）で合計279回、1,379日開催された。なお、平成25年3月に福山市が競馬事業から撤退した。

売得金は合計3,326億円、入場人員は合計344万人となり、前年比では売得金は0.4%の増加、入場人員は7.5%の減少となった。

また、地方公共団体金融機構に対し、前年度の経営実績等に応じて合計2.5億円が納付された。

地方競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、25年1月1日現在では、馬主4,720名（うち法人313、組合26）、調教師493名、騎手304名、登録馬11,870頭（平地11,057頭、ばんえい813頭）となっており、また、きゅう務員は2,295名となっている。

第19節 農業生産工程管理（GAP）の推進

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことである。

農業生産工程管理（GAP）については、全国で約2,500産地（平成24年3月末時点）まで導入が拡大している一方で、様々な取組内容のGAPが存在しており、その共通基盤を整理することが課題となっていた。また、農産物の安全性向上のための科学的知見に基づき取り組む視点、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象として取り組む観点、消費者や実需者のニーズに応える観点から、取組の高度化が課題となっている。

このような状況を踏まえ、高度な取組内容を含むGAPの共通基盤として平成22年4月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した農業生産工程管理（GAP）の導入を進めるため、普及組織による指導や産地のリーダーの育成等の支援を実施した。また、震災による津波や放射性物質の影響を受けた地域において普及指導員等

の生産指導の参考とするため、放射性物質対応の技術指導通知等を整理した「放射性物質に対応した生産指導のための参考資料」を取りまとめるとともに、当該地域の震災被害（塩害、放射性物質等）の実情に対応したGAPの活用等の支援を実施した。

（平成24年度予算額）

○消費・安全対策交付金	2,606百万円の内数
○産地活性化総合対策事業	5,288百万円の内数
○東日本大震災農業生産対策交付金	2,899百万円の内数

第20節 協同農業普及事業

「農業改良助長法」（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

1 農業革新支援専門員の配置

平成23年度に改定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、平成24年度に①研究、行政等との連携、②普及活動の総括、③普及指導員の資質向上、④先進的な農業者等からの相談・支援等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置した。

また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備した。

2 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

（予算額 2,706百万円）

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員6,849人（平成25年3月31日現在）を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、一部は農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、試験研究機関等に所属した。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者及び無試験による任用とし

て、一定の学歴及び経験を有する者の中から行われた。

(2) 普及指導員の活動

農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、次のような活動を実施した。

- ア 農業者に対する巡回指導及び相談
- イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定
- ウ 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供
- エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催
- オ 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、普及指導活動の充実を図るための専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

(3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場として、普及指導センター366か所（平成25年3月31日現在）の運営を行った。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決定、普及指導計画の策定を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進を図るため、次のような事業を実施した。

- ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等の整備
- イ 農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の整理・提供
- ウ 普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備
- エ 普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等の開催、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等の実施
- オ 普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置
- カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置
- キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及

び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 普及指導員の研修

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施（国が実施する研修への派遣を含む。）するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 県段階における研修

協同農業普及事業を進める上で都道府県域において取り組むべき課題等に関する研修、現場段階の実践的な研修、普及指導活動経験の浅い新任の普及指導員等に対するOJT等の研修

イ 国段階における研修

普及指導員の資質の全国的な高度化、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題等国段階で統一的に行うことが効果的な研修や、都道府県段階では対応が困難な課題等に関する研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定した。また、研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）において、高校卒業生等を対象に長期の研修教育を行う養成課程、県の農業及び農村の実情に応じ、養成課程の卒業者を対象に、より高度な研修教育を行う研究課程及び新規就農希望者や農業者等を対象に、農業技術や経営管理手法を習得するための短期研修を行う研修課程の各教育課程で農業者研修教育を実施した。

また、これらのために必要な機材等の整備を行った。さらに、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修を実施した。

3 協同農業普及事業の効果的・効率的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 産地活性化総合対策事業のうち普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、普及情報ネットワークを通じた、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備・改良等を実施するとともに、普及指導員等が県を越えて連携するシステムを構築した。

(予算額 5,288百万円の内数)

(2) 産地活性化総合対策事業のうち革新的農業技術習得支援事業

大学・試験研究機関等で開発された革新的な農業技術のうち産地の農業収益の向上に資することが期待される新技術について、産地指導の中核となる普及指導員等の技術指導者に習得させるため、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等が事業主体となって研修を実施し、普及指導員等の資質向上を図った。

(予算額 5,288百万円の内数)

(3) 産地活性化総合対策事業のうち技術導入支援チーム活動の推進

産地において、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき実施される普及指導員等を中核とした技術導入支援チームによるサポート活動を支援した。

(予算額 5,288百万円の内数)

(4) 産地活性化総合対策事業のうち新技術導入広域推進事業

新技術による産地収益力の向上を図るため、各都道府県が主体となって取り組む新技術の実証、改良等による広域的に普及可能な技術を確立する取組を支援した。

(予算額5,288百万円の内数)